

名古屋大学（東山）

地域連携グローバル人材育成拠点施設整備等事業

要求水準書

2019年3月8日

国立大学法人 名古屋大学

目次

第1章 総則	1
1 基本方針	1
(1) 要求水準書の位置付け.....	1
(2) 事業の目的.....	1
(3) キャンパスマスタープランと本施設の位置づけ.....	1
(4) 基本コンセプト.....	2
2 基本的事項	5
(1) 施設整備業務の範囲・期間.....	5
(2) 維持管理業務の範囲・期間.....	5
(3) 民間付帯施設事業の範囲・期間.....	5
(4) 費用の負担等.....	5
(5) 遵守すべき法令等.....	6
(6) 適用基準等.....	7
(7) 事業場所の概要.....	8
(8) 本施設の概要.....	9
(9) 事業内容.....	12
3 参考図を提示する趣旨	12
第2章 施設整備業務に関する要求水準	13
1 建物基本計画	13
(1) 配置計画.....	13
(2) 平面計画.....	13
(3) 立面・断面計画.....	14
(4) 建築計画.....	15
(5) 構造計画.....	20
(6) 設備計画.....	20
(7) 省エネルギー計画.....	35
(8) 防犯・セキュリティ計画.....	36
(9) その他留意事項.....	37
2 施設毎の要求事項	37
(1) 教育研究棟.....	37
(2) 福利厚生棟.....	45
(3) 外構.....	48
3 本施設の施設整備業務に係る事前調査業務	50
(1) 地質調査等.....	50
(2) 土壌汚染調査.....	50
(3) 測量調査.....	51
(4) 周辺施設影響調査.....	51
(5) テレビ電波障害調査.....	51
(6) その他.....	51
4 本施設の施設整備業務に係る設計業務	51
(1) 総則.....	51
(2) 要求水準.....	52
(3) 提出物.....	52
5 建設工事及びこれらを実施する上で必要となる業務に関する要求事項	53
(1) 総則.....	53
(2) 業務内容.....	54
6 既存建物等の解体撤去業務の要求事項	57
7 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる業務に関する要求事項	59
(1) 協議、届出、申請、検査等.....	59

(2) その他必要な関連業務（引渡し業務）に関する要求事項	59
第3章 維持管理業務に関する要求水準	60
1 目的	60
2 一般事項	60
(1) 事業者の業務範囲	60
(2) 維持管理期間の設定	60
(3) 法令等の遵守	60
(4) 業務実施に当たっての考え方	60
(5) 作業従事者の要件等	61
(6) 非常時、緊急時、災害時の対応	61
(7) 点検及び故障への対応	61
(8) 費用の負担	62
(9) その他留意事項	62
(10) 用語の定義	63
3 建物保守管理業務	64
(1) 建物保守管理業務の対象	64
(2) 業務の実施	64
(3) 要求水準	64
4 建築設備保守管理業務	65
(1) 業務の対象	65
(2) 業務の実施	65
(3) 要求水準	65
5 外構施設保守管理業務	68
(1) 業務の対象範囲	68
(2) 業務の実施	68
(3) 要求水準	68
6 清掃衛生管理業務	69
(1) 業務の対象範囲	69
(2) 業務範囲	69
(3) 要求水準	69
7 その他	71
第4章 民間付帯施設事業に関する要求水準	72
1 設置の目的	72
2 民間付帯施設の概要	72
(1) 民間付帯施設の位置	72
(2) 民間付帯施設の規模	72
3 事業の範囲	73
4 事業の期間	73
5 施設整備業務	73
6 運営内容等	74
(1) 運営内容	74
(2) 運営期間	75
(3) 営業時間	75
(4) 運営内容の変更	75
7 民間付帯施設事業の実施条件	75
8 その他	75

本要求水準書には、下記の【別表 1～2】及び【資料 1～41】が付属しているので注意すること。

- 【別表 1】 各室（エリア）の要求水準
- 【別表 2】 各室（エリア）の特殊条件等
- 【資料 1】 事業計画地案内図
- 【資料 2】 事業計画地位置図・周辺現況図
- 【資料 3】 敷地測量概要図
- 【資料 4】 地盤調査報告書
- 【資料 5】 東山団地市水道水・井水配管位置図
- 【資料 6】 東山団地給水施設フローシート
- 【資料 7】 東山団地屋外消火管配置図
- 【資料 8】 東山団地都市ガス配管位置図
- 【資料 9】 東山団地特殊ガス配管位置図
- 【資料 10】 東山団地排水配管位置図
- 【資料 11】 東山団地高圧幹線配線図
- 【資料 12】 東山団地特高圧受電高圧配電系統図
- 【資料 13】 東山団地低圧幹線配線図
- 【資料 14】 東山団地電話配線図
- 【資料 15】 東山団地情報伝達配線図
- 【資料 16】 東山団地 NICE-V システム構成図
- 【資料 17】 東山団地外灯配線図
- 【資料 18】 東山団地自火報・防災放送配線図
- 【資料 19】 東山団地共同溝位置図・詳細図
- 【資料 20】 工事区分表
- 【資料 21】 参考仮設計画図
- 【資料 22】 解体工事範囲図
- 【資料 23】 解体対象建物資料
- 【資料 24】 土壌汚染調査結果報告書
- 【資料 25】 アスベスト含有調査結果
- 【資料 26】 インフラ支障迂回・計画図
- 【資料 27】 機械設備資料（衛生器具、配管等仕様）
- 【資料 28】 機械設備資料（pH モニタ設備仕様）
- 【資料 29】 電気設備資料（弱電設備仕様）
- 【資料 30】 研究室・実験室標準仕様
- 【資料 31】 施設整備業務提出資料一覧
- 【資料 32】 化学物質の濃度測定

- 【資料 33】 大学生協図面、仕様書
- 【資料 34】 オークマ工作機械工学館設計図書
- 【資料 35】 参考図（配置・平面計画）
- 【資料 36】 日影図
- 【資料 37】 ゾーニング計画図
- 【資料 38】 既存植栽図面
- 【資料 39】 工学部 7 号館を含む建築集合体の調査結果
- 【資料 40】 維持管理業務範囲（外構）
- 【資料 41】 民間付帯施設事業の実施条件補足資料

第1章 総則

1 基本方針

(1) 要求水準書の位置付け

この要求水準書は、名古屋大学（東山）地域連携グローバル人材育成拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、基本方針や基本的事項、施設の建築機能要件、設備の機能要件、維持管理・運営に関する要件について、国立大学法人名古屋大学（以下「大学」という。）が要求する一定の水準を示すものである。

(2) 事業の目的

名古屋大学は、「名古屋大学松尾イニシアティブ NU MIRAI 2020」において「名古屋大学を世界屈指の研究大学に成長させる」ことを掲げ、「ノーベル賞受賞者輩出など世界屈指の研究大学として人類の知を持続的に創出」、「世界の誰もが活躍の場として選ばれるようになるキャンパスの実現」、「世界有数の産学集積地にある基幹大学として、産学官連携を含む多様な連携によるイノベーションへの貢献と社会的価値の創出」することなどを大きな行動目標としている。

また、2018年3月に指定された指定国立大学法人の構想調書においても、「世界屈指の研究成果を生み出す研究大学へ」、「世界から人が集まる国際的なキャンパスと海外展開」、「社会と共に躍進する名古屋大学」などを実現目標に掲げている。

これらの大きな目標に向けて、本事業において、耐震性能が低く老朽化の著しい工学部7号館B棟を中心とした建物群に対する安心安全な教育研究基盤の確保と同時に、学生定員増や国際化への対応、また産学官連携及びイノベーション創出に対応した拠点として、地域連携グローバル人材育成拠点施設（以下「本施設」という。）の整備を目指している。

新たな拠点施設の整備にあたり、PFI事業により施設等の設計・建設・維持管理を民間事業者に一體的に委ね、民間事業者の創意工夫やノウハウ、経営能力及び技術的能力を最大限に活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、本施設の整備を行うことを目的とする。

(3) キャンパスマスタープランと本施設の位置づけ

「名古屋大学キャンパスマスタープラン」（以下「CMP」という。）は、大学がその経営理念に基づき合意形成したキャンパス空間の計画目標であり、継続的に実施される施設・環境の整備と運営の拠りどころとなる指針である。

CMPは「名古屋大学学術憲章」に掲げられた基本理念のもとで実践されるアカデミックプランを支えるために計画されるものであり、現行のCMP2016では、30年の長期的な視野でのフレームワークプランを策定するとともに名古屋大学が定める中期目標・中期計画や「名古屋大学松尾イニシアティブ NU MIRAI 2020」に対応した6年間に実行すべきアクションプランを策定している。

名古屋大学は、本事業を、50年後、100年後を見据えたCMP2016を体現するパイロット事業として位置づけている。また、本事業場所は、山手グリーンロードに面し地下鉄駅出入口にも近い東山キャンパスの中での中心的な位置にあたり、今後の名古屋大学の顔となる極めて重要なプロジェクトである。さらに、社会課題解決に向けたイノベーションが

大学に求められる中で、本施設も社会実装のための実証実験の場（リビングラボトリ※¹）として位置づけ、キャンパス環境・デザインを通じて大学を「ブランディング」し、そのアイデンティティを学生や社会に示すことを目指している。

※1 リビングラボトリとは、地域住民、企業、行政、大学等が参画し、テーマや課題に応じた検討・開発・評価を繰り返しながら製品やサービス等を開発する地域創生型オープンプラットフォームホームである。

CMP2016 に掲げたアクションプランには、本施設において達成が求められる事項が多数あり、具体的には「工学研究科組織改革にともなう関連専攻等を集積化し、創発※²工学グローバル人材育成と地域活性化の拠点として教育研究施設を整備」「四谷山手通り沿いという立地を活かし、産学連携の拠点、教育研究成果の発信拠点となる」「高機能で安心・安全な教育研究環境の構築」「低炭素建築への配慮」「自然・省エネルギーシステムの積極的利用とBCP配慮」「飲食・購買を含めた学生生活動スペースの確保」「学生自修スペースの整備」「交流拠点や交流ゾーンに沿ったパブリックスペースの整備」「食堂等へのアクセシビリティ確保や授乳室を含むユニバーサルデザイン」といった事項が該当する。

さらに本施設の整備を通じて、「全学共用エリアをグリーンベルト周りに集約」「横断的連携研究科の集約」「学生拠点の整備」といったキャンパス全体の課題を解決する端緒として位置付けられている。

※2 創発とは要素間の局所的な相互作用が全体に影響を与え、その全体が個々の要素に影響を与えることによって、新たな秩序が形成される現象

(4) 基本コンセプト

本事業の整備にあたっては、CMP2016 に基づくとともに、以下の基本コンセプトに則り、これまでの既成概念にとらわれない新たなキャンパス建築の創造を目指すこととする。

I. 最先端のものづくりに関わる教育研究や産学連携の高度な機能を満たす施設の実現

1) 教育研究の高度な機能の充足

- ① マイクロ・ナノ機械理工学・物質科学工学を融合して生まれる新しい創発工学を創出し、名古屋大学工学分野の強み・特色を格段に伸長させ、世界に冠たる研究拠点となること。
- ② 独自の創発工学研究の場において、大学教員が産業界と密接に連携して大学院生を教育し、産業と持続社会を意識できる創造力と俯瞰力のあるエンジニアを育成する質の高い教育システムを実現する拠点となること。
- ③ 上記の研究・教育拠点となるべく、研究者と学生が相互に開かれて刺激を与えつつ、安全性を確保可能な、「Open&Secure」な環境を創出すること。
- ④ 上記の研究・教育拠点となるべく、実験機器やスペースの合理的共用化と分野連携を生み出す、「Shared&Synergy」な環境を創出すること。

2) 産学連携、地域連携の促進

- ① 企業の積極的入居を促す機能的かつ魅力的な産学連携のフレキシブルな実験・研究スペースをつくと同時に、企業間や学内の研究者、学生との連携を生み出す

すような共用空間を創出すること。

- ② 企業との連携による寄付施設を通じて、産学官や市民の来訪を受け入れ、地域の拠点として学会・セミナー等でも幅広く活用可能な、本施設を特徴付ける個性的で先進的なホールや学修支援スペースを創出すること。

3) 用途機能との整合性と変化への対応

- ① 各研究領域の研究室及び実験室に加え、産学連携室等により、絶えず最先端の教育・研究環境を提供できる施設を目指して、将来的な教育・研究活動の流動化及び多様化に対応可能な柔軟性を持った空間計画、構造計画、設備計画とすること。
- ② 本施設は、教育施設としての研究室・実験室、多目的講義室等とともに、特殊な大型実験室や産学連携室、福利厚生施設の諸室等、多様な用途の室で構成されるため、各機能に対応できる空間計画、構造計画、設備計画とすること。

II. 屋内外のパブリックスペースの創出とキャンパスの新たな顔となる景観の実現

1) 闊達な交流を促進する居住性の高い屋内外空間

- ① 野依記念物質科学研究館・野依記念学術交流館から ES 総合館につながるノーベルロード（仮称）からオークマ工作機械工学館前を經由し、赤崎記念館に至る動線上にあることを十分に考慮し、多様な交流を生み出す通り抜け空間と豊かなシークエンス※³を創出すること。
- ② 自由闊達な交流の機会が自然に生まれるよう人と人の出会いの場となり、一方では沈思黙考できるといった、多様な屋内外（屋上含む）のパブリックスペースを創出すること。
- ③ ロビー・ラウンジ等は、研究成果の展示や交流を行う場として利用できる空間を設け、各室の境界を透過性の高いデザインとすることなどにより、活発な教育研究活動の気配が感じられる空間とすること。
- ④ 障がい者、外国人、LGBT 等、様々な利用者が使いやすいユニバーサルデザインにて整備・運用を行い、利用者の長時間にわたる教育研究活動に快適性をもたらす施設とすること。

※³ シークエンスとは、視点が移動することで、徐々に変化してゆく景観とのこと。

2) 学生の様々な活動への対応

- ① グリーンベルト北側エリアの中心となる交流広場を新たに整備し、学生の様々な活動を受け入れ、キャンパスライフの原風景を生み出すような空間とすること。
- ② 学生の居場所となるような広場を囲む空間を創出し、特に、学生生活の拠点となるような機能的で魅力的な福利厚生施設を計画すること。
- ③ 寄付施設である学習支援スペースや低層階のコモンスペースが活発に活用されるような「デザイン」と「運営」を考案すること。

3) キャンパス景観に配慮したデザイン

- ① CMP2016 に沿った計画とするとともに、東山キャンパスの諸施設との景観形成や周辺環境との「調和」に十分配慮すること。同時に、工学部の新しいシンボルとなる外観デザイン、エントランスデザインとすること。
- ② 特に高層部分の外壁デザインは、周囲の建築との調和をはかり、独自性を創出すると同時に、省エネルギーの観点からの日射制御、配管隠蔽など、建築・設備が統合されたデザインとすること。

Ⅲ. ゼロエネルギーオリエンテッド^{※4}なキャンパスを促進するサステイナブル建築の実現

※4 ゼロエネルギーオリエンテッドとは、省エネルギーへの取り組みや再生可能エネルギー利用などにより、建物内のトータルのエネルギーの年間使用量をほぼゼロにしようという志向。

1) 高度な省エネルギー等の実現

- ① CMP2016 ではゼロ・エネルギー・キャンパス (Zero Energy Campus : ZEC) を志向した整備を段階的に実施することを掲げており、本施設では、断熱強化や日射遮蔽等による建築的工夫、先進的な高効率設備の採用やエネルギーの高度利用技術の導入など低炭素建築への配慮を推進するとともに、太陽光発電などの創エネルギー設備の積極的な導入を目指すこと。
- ② 上記①の設備計画に関して、事業終了後の設備更新や運用コストを含めた 30 年間のライフサイクルコストを検討し、将来にわたり持続可能な設備計画とすること。

2) 維持管理・運営が容易な施設

- ① 事業終了後の維持管理、運営のことも考え、ライフサイクルコストを検討した上で、耐候性やメンテナンス性、更新性に優れた素材、機器の選定を行うこと。
- ② 一般利用者が利用する機器については、誰にとっても操作が容易なものとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮した機器選定、運用を行うこと。
- ③ 設備機器の補修や更新時等に、他室への影響を出来る限り最小の範囲に留める設備計画とすること。

3) 安全・安心で快適な施設

- ① エネルギーや水資源等の供給信頼性の高いレジリエント^{※5}なインフラ供給体制を構築し、事業継続性 (BCP) を保った施設とすること。
- ② 十分な耐震性能を有し、昨今の局地的集中豪雨に対応可能な雨水排水計画とするなど、様々な自然災害に対して安全・安心な施設とすること。
- ③ 施設の BCP や、24 時間稼働及び不特定の利用者に配慮し、安全・安心で快適な施設となるよう、各機能に応じた防災計画、防犯計画、セキュリティ計画、避難計画とすること。
- ④ 化学薬品、高圧容器など、取り扱いに危険を伴う物品を扱う施設として、安全に配慮した計画とすること。

※5 レジリエントとは、災害時に機能を失わない、あるいは被害を極力抑え、速やかに回復できる力とのこと。

2 基本的事項

(1) 施設整備業務の範囲・期間

- 1) 本事業における施設整備業務は、本施設のすべてを対象とする。
- 2) 施設整備業務の期間は、事業契約締結の日から本施設の引渡日である2023年2月28日までを第一期、2023年4月1日から2023年9月30日までを第二期とする。

① 第一期

ア 2019年10月～2023年2月

本施設の設計期間及び、本施設のうち交流広場を除く部分の建設期間とする。

イ 2020年9月～2020年11月

工学部7号館B棟、工学部7号館A棟（東側）の解体撤去期間とする。

ウ 2023年3月～2023年4月

本施設への移転期間とする。

② 第二期

エ 2023年5月～2023年7月

工学部7号館A棟（西側）、機械学科実験棟、実験実習工場の解体撤去期間とする。

オ 2023年8月～2023年9月

交流広場等の外構の整備期間とする。

- 3) 本施設のうち、交流広場等を除く引渡日は、2023年2月28日とし、供用開始日は、2023年4月1日とする。交流広場の引き渡し日は2023年9月30日とし、供用開始日は、2023年10月1日とする。

※ 施設整備業務の期間内において、維持管理業務、運営業務及び民間付帯施設事業の開始に必要なとなる十分な準備を行うこと。

(2) 維持管理業務の範囲・期間

- 1) 本事業における維持管理業務は本施設の全てを対象とするが、福利厚生施設については、事業者が施設整備を行ったものに限る。
- 2) 維持管理業務の期間は、本施設の供用開始日である2023年4月1日から事業期間終了日である2038年3月31日までとする。但し、第二期整備範囲の開始日については、2023年10月1日からとする。
- 3) 民間付帯施設事業に関する維持管理業務の期間については、(3)民間付帯施設事業の範囲・期間に準ずるものとする。

(3) 民間付帯施設事業の範囲・期間

- 1) 本事業における民間付帯施設事業は、事業者の提案による事業を対象とする。
- 2) 民間付帯施設事業に関する事業期間は、事業契約締結の日から（事業期間終了日である）2038年3月31日までとする。ただし、入札参加者の提案により、事業の終了する日を2053年1月31日まで延長することを可能とする。

(4) 費用の負担等

費用の負担等は入札説明書に示すとおりとする。

(5) 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、下記に掲げる関連する各種法令・条例等を遵守すること。

- 1) 建築基準法
- 2) 消防法
- 3) 都市計画法
- 4) 国立大学法人法
- 5) 駐車場法
- 6) 道路法
- 7) 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- 8) 景観法
- 9) 都市緑地法
- 10) 宅地造成等規制法
- 11) 電波法
- 12) 航空法
- 13) 電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令・内線規程
- 14) ガス事業法
- 15) 下水道法
- 16) 水道法
- 17) 騒音規制法
- 18) 振動規制法
- 19) 水質汚濁防止法
- 20) 大気汚染防止法
- 21) 土壌汚染対策法
- 22) 高圧ガス保安法
- 23) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 24) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 25) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）
- 26) 労働安全衛生法
- 27) 文化財保護法
- 28) 学校保健安全法
- 29) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 30) 食品衛生法
- 31) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 32) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 33) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）
- 34) 愛知県条例（人にやさしい街づくりの推進に関する条例等）
- 35) 名古屋条例
- 36) 国立大学法人名古屋大学規程
- 37) その他

(6) 適用基準等

本事業の実施に当たっては、下記に掲げる関連する各種基準類等の最新版を適用する。本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について大学と協議を行うものとする。

<共通>

- 1) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 2) 官庁施設の環境保全性基準（統一基準）
- 3) 国立大学等施設設計指針
- 4) 建築物解体工事共通仕様書
- 5) 工事写真撮影要領

<建築>

- 6) 公共建築設計業務委託共通仕様書（統一基準）
- 7) 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）
- 8) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 9) 公共建築工事詳細図
- 10) 学校建築構造設計指針
- 11) 文部科学省地盤調査標準仕様書
- 12) 名古屋大学家具安全対策ガイドライン
- 13) 名古屋大学実験機器地震対策ガイドライン
- 14) 名古屋大学キャンパス・サインマニュアル 2012

<設備>

- 15) 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）
- 16) 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）
- 17) 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）
- 18) 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）
- 19) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 20) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 21) 文部科学省電気設備工事設計資料
- 22) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 23) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 24) 文部科学省機械設備工事設計資料
- 25) 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）

※ 同等以上の機能及び性能を有すると大学が認めた場合は、上記適用基準等によらないことができるものとする。

<参考資料>

- 26) 名古屋大学キャンパスマスタープラン 2016
- 27) 名古屋大学キャンパス・ユニバーサルデザイン・ガイドライン 2015
- 28) 国立大学法人名古屋大学エネルギー管理標準
- 29) LGBT 等に関する名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン（2018年5月）
- 30) 設計図書作成資料（文部省大臣官房文教施設部）
- 31) 国立大学等施設設計指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- 32) 名古屋市 建築物環境配慮指針

- 33) 四谷・山手通 都市景観形成地区 景観形成基準（名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室）
- 34) 名古屋大学施設整備標準仕様書
- 35) 建築保全業務共通仕様書
- 36) 文教施設保全業務標準仕様書

(7) 事業場所の概要

1) 立地条件

- ① 事業場所 名古屋市千種区不老町（名古屋大学東山団地構内）
- ② 事業場所面積 約 14,100 m²（名古屋大学東山団地の一部）
- ③ 接道条件 前面道路 市道八事線、都市計画道路 3・3・65 茶屋ヶ坂牛巻線
幅員 24.54m 通称「市道山手グリーンロード」（以下「山手グリーンロード」という。）
- ④ 区域 市街化区域
- ⑤ 用途地域 第1種住居地域
- ⑥ 建ぺい率 60%（名古屋大学東山団地地区計画により 40%）
- ⑦ 容積率 200%
- ⑧ 高さ制限 31m 高度地区（名古屋大学東山団地地区計画により 60m）
- ⑨ 防火・準防火 準防火地域
- ⑩ 日影規制 名古屋市中高層建築物日影規制条例（【資料 35】参考図の場合の日影は【資料 36】日影図のとおり）
- ⑪ 地区計画 名古屋大学東山団地地区計画
- ⑫ 地域地区 文教地区、都市景観形成地区（四谷・山手通）、緑化地域、宅地造成工事規制区域
- ⑬ 許可 用途許可（建築基準法第 48 条第 5 項ただし書）
- ⑭ 壁面位置制限 あり（名古屋大学東山団地地区計画による）
- ⑮ その他 都市計画施設（学校）、地下鉄沿線 30m 以内

2) 位置等

事業場所の位置等については、

【資料 1】事業計画地案内図 を参照のこと。

3) 地盤状況

事業場所の地盤状況については、

【資料 4】地盤調査報告書 を参照のこと。

4) インフラ整備状況等

事業場所への引込み等に関する費用（撤去・新設・負担金等）は、事業者の負担とする。入札参加者は、下記資料を参照するとともに、関係図面を調査・閲覧したうえで計画すること。

- ① 事業場所と周辺の電力、通信の整備状況については、
 - 【資料 11】東山団地高圧幹線配線図
 - 【資料 12】東山団地特高圧受電高圧配電系統図
 - 【資料 13】東山団地低圧幹線配線図
 - 【資料 14】東山団地電話配線図

- 【資料 15】 東山団地情報伝達配線図
 - 【資料 16】 名古屋大学NICE-Vシステム構成図
 - 【資料 17】 東山団地外灯配線図
 - 【資料 18】 東山団地自火報・防災放送 を参照のこと。
- ② 事業場所と周辺の都市ガス、上水・井水・消火・特殊ガス配管の整備状況については、
- 【資料 5】 東山団地市水道水・井水配管位置図
 - 【資料 6】 東山団地給水施設フローシート
 - 【資料 7】 東山団地屋消火管配置図
 - 【資料 8】 東山団地都市ガス配管位置図
 - 【資料 9】 東山団地特殊ガス配管位置図 を参照のこと。
- ③ 事業場所と周辺の污水・雑排水、雨水排水、実験排水配管の整備状況については、
- 【資料 10】 東山団地排水配管位置図 を参照のこと。
- ④ 事業場所と周辺の共同溝の整備状況については、
- 【資料 19】 東山団地共同溝位置図・詳細図 を参照のこと。

(8) 本施設の概要

本施設の主要な機能及び構成等は、以下の通りである。

1) 機能と構成

本施設は、工学系の教育、研究施設や産学連携室等の諸室が入る「教育研究棟」と、名古屋大学消費生活協同組合（以下「大学生協」という。）の食堂・購買等が入る「福利厚生棟」で構成する。また「教育研究棟」、「福利厚生棟」には、民間付帯施設を合築することができる。

これらの建物は、事業場所においてL字型に配置し、既存建物とともに囲まれた位置に新たに交流広場をつくり出す。この交流広場は、様々な用途に面した、賑わいのある屋外空間とする。

また隣接する「オークマ工作機械工学館」と合わせて、山手グリーンロード側に工学部の新しい表情をつくるとともに、「教育研究棟」と「福利厚生棟」および、「教育研究棟」と「オークマ工作機械工学館」は相互に屋外デッキ等で結ぶことで、機能性、利便性を高め、より活性化されたエリアをつくり出すことを目指す。

2) 教育研究棟

「教育研究棟」は、耐震性能が低く老朽化の著しい工学部7号館B棟や、隣接する工学部7号館A棟、東山団地内に分散する研究実験室等を集約化し効率的な教育・研究の環境を整えるとともに、産学連携、地域連携の新たな拠点を整備する。

- ① 「教育研究棟」は、工学部7号館B棟の解体撤去後の空地に建設する。工学部7号館B棟の解体撤去に合わせて工学部7号館A棟の東側のほぼ半分を先行解体する。
- ② 「教育研究棟」の階の構成と延床面積は以下の表に示す。本表における、階数及びそれぞれの階の諸室の構成は、参考とし、それ以外の提案も可とするが、このうち、1階から3階の諸室の構成は遵守するものとする。

ただし、大学が本施設の利用方法等について検討を重ねた上で整理したものであるため、要求水準書第1章1(4)基本コンセプトを実現する上での提案等、

大学にとっての利点、優位性を明確化した上で提案を行うものとする。

なお、建物全体の延床面積（民間付帯施設分の面積は除く）は、±0%～+2%の範囲内とする。

- ③ 民間付帯施設の位置については、4) 民間付帯施設を参照のこと。

「教育研究棟」の階の構成と延床面積

階		諸室の構成（数字は室数を示す。 無記入は1室を示す）	備考
高層階	10	産学連携室 3、スタジオ	共用部を含む産学連携諸室等で1,600 m ² 以上の床面積とする
	9	産学連携室 7、スタジオ	
中層階・高層階	8、7 6、5、4	実験室 15、研究室 15、共用ドラフト室、会議室 3、事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付施設は、独立した雰囲気として設ける ・ 「オークマ工作機械工学館」とデッキで動線をつなげる ・ 「福利厚生棟」の3階に民間付帯施設を設ける場合は、屋外の動線でつなげる
	3	実験室 2、研究室 2、マイクロ・ナノメカトロニクス研究センター、結晶材料科学研究センター、創造工学センター、寄附施設 A	
低層階	2	多目的講義室 3、機械システム工学研究室 2、寄附施設 B、寄附施設 C、ものづくりスペース、民間付帯施設候補地 A、エントランスロビー	・ 「福利厚生棟」の2階（食堂）とデッキでつなげる
	1	専用実験室、共用実験室、専用クリーンルーム、共用クリーンルーム、サーバー室、学生自動車実験室、機械学科実験室、ものづくりスペース	・ ものづくりスペースは「オークマ工作機械工学館」と連携する
「教育研究棟」の延床面積 13,850 m ² （民間付帯施設は除く）			

3) 福利厚生棟

「福利厚生棟」は、現在の北部厚生会館内の大学生協が運営する食堂や物品販売等の機能を移転し、機能向上するとともに、民間付帯施設と合築することによって利用者の利便性の向上や、交流の活性化を目指す。

- ① 「福利厚生棟」は、工学部 7 号館 A 棟東側の解体撤去後の空地に建設する。
- ② 「福利厚生棟」の階の構成と延床面積は以下の表に示す。このうち、1 階に販売部門、2 階に食堂部門を設ける構成は遵守するものとする。なお、建物全体の延床面積（民間付帯施設分の面積は除く）は、±0%～+2%の範囲内とする。
- ③ 民間付帯施設の位置については、4) 民間付帯施設を参照のこと。

「福利厚生棟」の階の構成と延床面積

階	諸室の構成	備考
3	民間付帯施設候補地 C	・民間付帯施設を設ける場合は、「教育研究棟」と屋外の動線をつなげる
2	食堂部門	・「教育研究棟」とデッキをつなげる ・食堂部門で 1,100 m ² 以上の床面積とする
1	購買部門、 民間付帯施設候補地 B	・購買部門で 900 m ² 以上の床面積とする
「福利厚生棟」の延床面積 2,000 m ² （民間付帯施設は除く）		

4) 民間付帯施設

民間付帯施設の延べ床面積は、100 m²以上を必須水準とするが、大学は 300 m²以上を希望する。

大学が想定している民間付帯施設の位置は、【資料 35】参考図に示すとおり、候補地 A、B、C の 3 箇所であり、「教育研究棟」あるいは「福利厚生棟」との合築として

いる。
原則として、上記の候補地から選択するものとするが、関係法令（建築基準法、都市計画法、地区計画等）や本要求水準書を遵守した上で、候補地と比較して大学の利点を明確化できる場合、他の提案も可能とする。

※ 【資料 37】ゾーニング計画図の福利厚生施設・民間付帯施設ゾーンにおいて、独立した棟を提案することも可能とする。

※ 「教育研究棟」において候補地以外にて提案する場合、上記の条件に加え、建物高さが 45m を超えないことを前提条件とする。

※ 詳細な条件については、第 4 章 民間付帯施設事業に関する要求水準によること。

5) 外構等

【資料 2】事業計画地位置図・周辺現況図で示す事業計画地範囲を整備する。

整備内容は、交流広場、駐車場、駐輪場、車寄せ、歩道、搬入動線等、舗装、緑地、植栽等、廃棄物置場等、共同溝、擁壁、法面保護、階段等、雨水排水、囲障、屋外サイン、外灯等、消防用水、散水設備等とする。

① 交流広場

学生を中心とした賑わいの空間を創出する。3 方を建物に囲まれた落ち着いた場所でありつつ、どこからもアプローチし易い開放的な空間とする。大学生協との一体的利用（飲食等）やイベントの開催場所、音楽系サークル等の練習場所としての機能も想定し、一部に屋根のある場所や、テーブル、ベンチなどを配置する。

② 駐車場、駐輪場

「福利厚生棟」の北側に 10 台以上の駐車場を設置するとともに、「機械学科実験棟」の取り壊し跡地等に 200 台以上の駐輪場を設置する。

③ 搬入動線等

大学生協への商品搬入動線や「オークマ工作機械工学館」への搬入動線を設ける。

④ その他

その他詳細については、第 2 章 2 (3) 外構によること。

(9) 事業内容

事業者は、本施設の施設整備業務、維持管理業務、民間付帯施設事業並びにこれらを実施するうえで必要となる業務を実施する。

1) 施設整備業務

施設整備業務は、本施設のすべてを対象とする。

- ① 事前調査業務及びこれらを実施するうえで必要となる業務
- ② 設計業務及びこれらを実施するうえで必要となる業務
- ③ 建設工事・工事監理業務及びこれらを実施するうえで必要となる業務
- ④ 既存建物等の解体撤去業務
- ⑤ 各種申請等業務及びこれらを実施するうえで必要となる業務
- ⑥ その他必要な関連業務

2) 維持管理業務

維持管理業務は、本施設を対象とする。ただし、福利厚生施設については、事業者が施設整備を行ったものに限る。

- ① 建物保守管理業務（点検、保守、修繕・更新、その他の一切の保守管理業務を含む。大規模修繕は含まない。詳細は第3章3による。）
- ② 建築設備保守管理業務（設備運転、監視、点検、保守、修繕・更新、その他の一切の保守管理業務を含む。大規模修繕は含まない。詳細は第3章4による。）
- ③ 外構施設保守管理業務（点検、保守、修繕・更新、その他一切の保守管理業務を含む。大規模修繕は含まない。詳細は第3章5による。）
- ④ 清掃衛生管理業務（建物の内部及び外部（外壁は除く）とともに、外構施設の清掃業務を含む。）
- ⑤ その他必要な関連業務

3) 民間付帯施設事業

民間付帯施設事業は、事業者の提案により整備する施設を対象とする。詳細は第4章3の事業の範囲による。

3 参考図を提示する趣旨

本施設の【資料 35】参考図は、大学が本施設の利用方法等について検討を重ねた上で作成したものであり、本施設において教育研究を行う大学教員、研究員及び大学関係者、寄付者等により確認されたものとなっている。なお、当然のことながら、【資料 35】参考図以外の可能性を排除するものではない。特に、共用部分の平面計画について、入札参加者の提案を期待している。

しかし、あえて【資料 35】参考図を付すのは、入札参加者からの提案が多岐にわたる計画項目に対応して拡散する事態を懸念し、むしろ大学が本施設において重視している計画項目について、入札参加者が集中的に検討し時代を画するような熟度の高い提案をされることを期待するからである。

第2章 施設整備業務に関する要求水準

1 建物基本計画

本施設の基本計画（配置・ゾーニング・フロア構成・諸室構成）については、本施設の【資料35】参考図および第1章2(8)1)及び2)に示す「教育研究棟の階の構成と床面積」、3)福利厚生棟、4)民間付帯施設、5)外構等に準拠すること。ただし、関連法令と次に掲げる事項を遵守し、かつ、これら資料と比較して大学の利点を明確化できる場合には、他の提案も可能とする。なお、「第1章3参考図を提示する趣旨」を参照すること。

(1) 配置計画

- 1) 周辺の学内施設や自然環境に配慮した配置計画とする。
- 2) 施設の配置計画と外構計画は一体的な計画とすること。
- 3) 本施設及び既存建物に囲まれた、学生らが集える交流広場を整備すること。交流広場は、「教育研究棟」の「ものづくり」、「見せる実験室」や「福利厚生棟」や、将来は学生サークルの拠点等にも囲まれた賑やかさのある空間を目指す。
- 4) 入居者のアクセス、サービス・緊急車輛等のアクセスは、【資料35】参考図を参照することとし、事業場所の状況に配慮した提案も可能とする。
- 5) 配置及び高さによる電波障害が生じた場合には、電波障害対策を講じること。
- 6) 周辺環境への圧迫感の低減に極力努めること。
- 7) 隣接する「オークマ工作機械工学館」や「北部厚生会館」との離隔距離に注意し、延焼の恐れのある範囲による既存遡及が及ばないこととする。

(2) 平面計画

- 1) 維持管理や運営等が容易な平面（棟、ゾーン、室の配置等）及び動線の計画とする。
各棟、各階に配置する室の構成は、要求水準書第1章2(8)本施設の概要、【別表1、2】、【資料35】参考図を参考とされたいが、それ以外の提案も可とする。このうち「教育研究棟」の1階から3階の諸室の構成及び「福利厚生棟」の1階に販売部門、2階に食堂部門を設ける構成は遵守するものとする。各研究室の階配置は、原則同一階の配置を目指すものとするが、居室に対しては上下1階分の配置は許容する。
ただし、これらは大学が本施設の利用方法等について検討を重ねた上で整理したものであるため、要求水準書第1章1(4)基本コンセプトを実現する上での提案等、大学にとっての利点、優位性を明確化した上で提案を行うものとする。
- 2) 各諸室は、【別表1、2】、【資料35】参考図に従って設置するものとするが、記載されていない諸室（特に共用部）についても、要求水準書第1章1(4)基本コンセプトを実現する上で必要となる等、大学にとっての利点が認められる場合に限り、提案を認めるものとする。
- 3) 各諸室の面積は、原則、【別表1】の「要求部屋面積」に記載がある床面積の±5%の範囲内とすること。ただし、多目的講義室においては、必要な座席数、機能を満たすことを優先し、床面積の±5%の範囲を超える提案を認めるものとする。

なお、【別表1】の「要求部屋面積」の床面積は、壁芯より算出した面積とし、

床面積の記載がない各諸室については、入札参加者の提案によるものとする。

- 4) 各諸室や廊下や階段、EV ホール等も極力外気に接し自然採光・換気を行えることが望ましい。
- 5) 縦動線はEVの稼働効率を踏まえ極力集約化すること。
- 6) 可変性や更新性に優れたフレキシビリティの高い平面計画とすること。
- 7) 中高層階（4階以上）には外周部を取り囲むようにメカニカルデッキ（設備バルコニー）を設置し、拡張性や更新性に優れた設備スペースを確保すること。
- 8) 「教育研究棟」と「福利厚生棟」とは相互に連絡できるデッキを設置すること。デッキは2階においてフラットで接続し、交流広場側からも行き来ができる屋外階段を設ける等、交流広場の活性化に配慮すること。
- 9) 本建物ピットに既存共同溝を延長し接続すること。建物ピットを共同溝として利用できるつくりとすること。

(3) 立面・断面計画

- 1) 豊田講堂に代表される様に、名古屋大学らしいアシンメトリー（非対称）な構成としつつも、グリーンベルトからの軸線（IB電子情報館と工学部2号館の間の構内道路を見た時）のアイストップとしてのデザインになるよう配慮する。低層階ではヒューマンスケールの、親しみやすいデザインとする。
- 2) 外壁のデザインは、CMP2016のデザインガイドラインを参照しつつ、周囲の既存建築や計画建物との調和や近隣からの眺望等に配慮すること。具体的には、近接するIB電子情報館や、山手グリーンロードを挟んだ位置にあるナショナルイノベーションコンプレックス（NIC）、減災館、ES総合館などの周辺の代表的施設との調和に十分配慮し、また、低層階の基壇部分は、IB電子情報館、ES総合館、オークマ工作機械工学館などのコンクリート打ち放し仕上げや、大きなガラス面等の外観デザインに配慮すること。詳細は、【資料39】工学部7号館を含む建築集合体の調査結果を参照し、周囲の建築と集合体を形成し、名古屋大学らしい空間の個性とデザインの魅力を向上させるような提案を期待する。
- 3) 外観のデザイン、エントランス空間やエントランス回りのデザインについては、アカデミックな雰囲気をもたらされるとともに工学部の新しい顔（シンボル）となるようにファサードを含め配慮すること。
- 4) 南側にメインエントランスを配し、建物正面とすることを想定しているが、北側も交流広場に面し、山手グリーンロードからの眺望も考慮した魅力ある外観デザインとすること。
- 5) 階高は、各諸室の天井高さ（「教育研究棟」の基準天井高さは2.6m以上とし、詳細については【別表1、2】による。）を確保することを前提に、設備更新等のフレキシビリティを十分確保できる範囲で設定すること。
- 6) 各諸室の開口部等に工夫を加えることにより、環境負荷低減に努めること。
- 7) 隣接する低層（2階建て）の「オークマ工作機械工学館」は大きな軒先空間がデザインの特徴であるため、「教育研究棟」の低層階も同様に軒下を設け、連続した雰囲気のデザインとするとともに雨天時の通行がし易いつくりとする。また、この軒先空間が将来的に西（工学部1号館）に向かって延長されていくことを考慮した計画とすること。

- 8) 「福利厚生棟」は、山手グリーンロードに面した側と、交流広場に面した側の二つのファサードがあることや、「教育研究棟」とは全く異なった機能でありながらも一体とした建物であることについて、外観デザインに配慮すること。
- 9) 寄付施設については、屋外からも特別な存在として見えるデザインとする。
- 10) 建物の高さは、建築基準法関係規程及び地区計画を遵守することとし、「教育研究棟」の高さは45m未満とする。
- 11) 可変性や更新性に優れたフレキシビリティの高い立面計画・断面計画とすること。

(4) 建築計画

1) 一般共通事項

① 共通

- ア 同一仕上げ面は、全面にわたり均一とすること。
- イ 経年による変形や著しい変色が生じない高耐久のものとする。
- ウ 材料が劣化した場合に修理、更新し易い材料とすること。
- エ 色や質感については、自然採光や照明の効率性に配慮した計画とすること。
- オ 異なる仕上げの取合い部分は、適切に見切縁を設ける等、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止すること。
- カ 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行うこと。なお、水気の多い箇所(水回り、屋外等)においては、ステンレス製とすること。
- キ 外装、内装及び外構の仕上げグレード、材質及び色彩等は、それぞれの連続性やつながりに配慮すること。
- ク 【別表 1、2】における仕上げ材については、各室の空間にふさわしい仕様とし、防汚性及び耐久性、更新性に配慮した材料のものを選定すること。
- ケ 環境への負荷ができるだけ少ない建材や、地域の自然素材を積極的に採用すること。建具は、各室の使用内容に応じた計画とし、開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様等については、指定されたもの以外は、各種条件において適宜設定すること。
- コ 建具は、日常行動及び交通・物流等による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反りが発生しないようにすること。
- サ 建具の鍵については、本施設のマスターキーを作製するとともに、既存のグランドマスターキー(MIWA)に組み込むこと。また、電気室、機械室、PS・EPS等の設備室関係は別途マスターキーを作製し、既存の設備室グランドマスターキーに組み込むこと。鍵は、各組(一組は同一鍵3本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めること。
- シ ガラスを採用する部分には、「安全・安心ガラス設計施工指針増補版(一般財団法人)日本建築防災協会」を参考に対策を施すほか、強化ガラス、網入りガラス、合わせガラス等の採用、飛散防止フィルム貼り等、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、必要に応じガラス面に衝突防止サインを設置する。

2) 内装

① 共通

- ア 内装仕上げについて、各室が空間的に同一となった場合、空間の連続性を考慮し上位の仕上げに統一する。特に、エントランス回り、EV ホール、廊下及び階段等の共用部分において、空間的に同一となる場合は仕上げの統一性に配慮すること。
- イ 同一空間内で同一部位に2種類以上の仕上げを使用する場合、切替え部分に見切縁を設ける等、意匠性や機能性を考慮し適切に処理すること。
- ウ サイン及び什器備品等を含めて、教育研究の拠点施設にふさわしく、かつ、質の高いインテリアデザインとなるよう計画すること。

② 床

- ア 廊下、階段等はスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。
- イ 床面に設置する各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、通行や荷物の運搬に支障がないように配慮すること。
- ウ 利用者の往来が予定される床面に EXP. J を設ける場合は、通行や荷物の運搬に支障がないように配慮すること。
- エ 床面に空調吹き出し口を設ける場合は、壁又は窓際に設け、周辺の仕上げ材と調和させる。また、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮すること。
- オ 二重床を設ける場合は、配線取出口はインナーコンセント取付タイプとし、適宜箇所設けること。また、取出口のカバーは容易に破損しないものとする。
- カ 二重床の上には仕上げ材を張り、容易に張替えができるものとし、床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障をきたさないものとする。また、仕上げ材は端末機等の配置に応じて、配線取出口のカットを行うこと。

③ 壁

- ア 壁面に設置する各種設備機器（消火器ボックス含む）は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み突出させないこと。
- イ 搬入経路上に当たる出角部分は、コーナーガードを設けること。
- ウ 移動間仕切りは、手動式で可動しやすいとともに、当該居室の用途に適した遮音性（天井裏共）を有するものとし、収納時に設置室の利用を妨げないよう配慮すること。
- エ ピクチャーレールを設置する場合は、アルミ押出既製品の中量用（30 kg程度）とし、フック及びハンガーセット等付属金物付きとすること。

④ 天井

- ア 梁型、各種設備機器（目的上隠蔽することができない設備機器を除く）及びその横引き配管は、天井内に隠蔽すること（直天井の場合は除く）。
- イ 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口により点検できるようにすること。
- ウ 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のSPAN割からのモジュールを設定して行うこと。
- エ スクリーンを設ける場合は、天井埋め込みのボックスやカバー等により隠蔽すること。

オ 特定天井に該当する部分は、適用される法令等を遵守し、必要となる措置を講ずることとし、高さが 6m を超える天井又は水平投影面積が 200 m²を超える天井についても、特定天井に準じた仕様とすること。また、その他の部分であっても、講義室等の多数利用の室は、耐震クリップ等による補強を行うこと。

⑤ 内部出入口

- ア 廊下から各室の出入口は、適宜必要数を設けるほか、【別表 1、2】によること。
- イ 各室の機能・規模に応じ、利用者をはじめ収納家具、備品、間仕切りユニット、設備機器等が台車等で搬入可能な有効寸法であると共に使い勝手を考慮した幅、位置とすること。
- ウ 実験、研究上の特殊条件によりやむを得ない場合を除き、出入口は、支障となる段差を生じないようにし、容易に開閉して通過できる構造とすること。
- エ 内装等と一体となって、教育研究の拠点施設にふさわしいデザインとなるよう計画すること。
- オ 同一空間内については高さを揃えるなど意匠バランスに配慮すること。開き戸はレバーハンドルとし、自閉装置付きで、原則シリンダー箱錠、サムターン付とすること。ただし、【別表 1、2】に記載がある場合はそれによる。
- カ 設備関係諸室の遮音を考慮する室については、気密型とする。その場合、グレモンハンドルとすること。
- キ 廊下から各室の出入口は、原則内開きとし、外開きとする場合は、アルコーブを設け、通行の支障とならないようにすること。

⑥ その他

- ア 点検口は、数量及び性能が設置目的の機能を満足しているものとし、寸法は、設置部位に応じて点検が可能な大きさとする。
- イ 特定防火設備は、空間の連続性や機能性を考慮し、必要に応じて常開とすること。
- ウ カーテンを設ける場合は、カーテンレールも設けること。
- エ ブラインド又はカーテンの取り付け部分は、多目的講義室及び寄附施設 A、Bを除きボックスを設置せず、建具枠に直付けとすること。
- オ 建具と内部仕上げの取合い部は、変位等による破損や経年変化による隙間等の発生がないものとする。

3) 外装

① 共通

- ア 施設全体にわたり統一感のあるものとし、主要な外装部分については、施設の使用期間中において経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がなく、大規模な修繕を必要としない計画とすること。
- イ 平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性が合致した計画とすること。
- ウ 防汚に配慮した素材やディテールを用いた計画とすること。
- エ 設備機器等は外部から直接見えないよう工夫した計画とすること。

オ 各出入口には、その機能に応じて適切な大きさの庇を設けること。特に「教育研究棟」のエントランスには車寄せ機能に対応した庇とし、工学部の新しい顔（シンボル）としての意匠性及び耐久性等に考慮した計画とする。また、その他の庇においても、外観との調和に配慮した形状、仕上げとすること。

カ 金属を使用する場合は錆や腐食等を考慮すること。

② 窓

ア 原則として、自然採光、自然換気ができる室内環境に配慮した構造とし、極力FIX窓は用いないこととすること。

イ 清掃性に配慮し、清掃方法を具体的に検討した上で、構造等を決定すること。

ウ 断熱・気密等に配慮すること。

エ 日除け等の環境負荷低減を積極的に行うこと。

オ 各居室の外部に面する窓は、複層ガラスとし、網戸（網はガラス繊維入り合成樹脂）を設けること。

カ 外観デザインに配慮しつつ、実験室、研究室には、将来、配管・ダクト等を容易に貫通できる断熱性のあるパネル又は空調ダクト接続用ガラリ、あるいは同等の機能と性能を持った仕様とすること。

③ 外部出入口

ア 外部に面する建具は、耐風圧性、水密性、気密性、遮音性、断熱性を有し、結露防止に配慮した構造とすること。なお、耐風圧性、水密性、気密性は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」表 16.2.1 の B 種以上の性能を有すること。

イ 開き扉の場合は、外開きを原則とすること。

ウ すべての風除室の扉は、ステンレス製の自動扉とすること。

エ 自動扉は、原則としてスライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻き込み防止等の処置を行う。

オ 屋上・デッキ・屋上庭園等への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置することとし、その場合、容易に出入りできるよう適切に階段を設置すること。

カ 避難に利用する外部出入口は、自動火災報知器連動の非常時開放装置（パニックオープン）を設けること。また、停電時においては、停電時解錠と停電時施錠を任意に選択できるものとすること。

④ 外壁

ア 外壁材は、耐候性に優れるとともに、雨だれ等による汚れ防止にも十分に配慮しメンテナンスの容易な素材の選定を行うこと。タイル張りは原則として行わない。

イ ガラス面等の反射光害、部材の風切り音、ビル風による風害等の防止に配慮した計画とすること。

ウ 縦樋やドレン等の縦配管は、外観に配慮し、容易に点検及び清掃ができるものとすること。

エ 将来の設備配管スリーブ等の対応が可能なような計画とすること。

オ 省エネルギーと室内環境向上のため、断熱強化に配慮すること。

⑤ 手摺り

ア 利用形態や維持管理等に応じて、適宜手摺りを設置する。手摺りの位置、形

状、材質及び色彩等は、耐久性・景観性に配慮すること。

イ 階段や屋上の手摺りについては、特に安全性を考慮すること。

4) 屋上

- ① キャンパス環境向上の観点より屋上部分の緑化を積極的に実施することとし、緑化範囲については、入札参加者の提案によるものとする。緑化部分には、自動灌水設備を備えるとともに、メンテナンスが容易な計画とすること。
- ② 屋上部分に太陽エネルギーを活用したシステムを設置すること。詳細については入札参加者の提案による。ただし、設置位置については、景観や光害等に配慮すること。
- ③ 室外機等を設置する場合は、景観上の遮蔽と防音のための目隠しを適宜設置すること。
- ④ 防水や室外機類の維持管理の観点から、屋上へは階段にてアクセスできるものとする。ただし、「福利厚生棟」においては、点検が必要な機器等を設置しない場合は、タラップ等での対応も可とする。階段やタラップ等のつくりは、手摺りや背かごの設置等、特に安全性を考慮すること。
- ⑤ 歩行に適し、耐久性及び水密性を考慮した防水仕様とし、維持管理期間（15 年間）の防水を保証すること。屋上防水は原則として、建物本体はアスファルト系防水、バルコニーは塗膜防水とする。原則、遮熱仕様とし、仕上りは遮熱効果のあるライトグレーとする。金属笠木については、できる限り既製品を利用する。
- ⑥ 各種設備等の基礎を設ける場合は、防水改修の容易な工法とすること。
- ⑦ 設備等設置している場所には、夜間でも点検ができるように照明設備を配置すること。
- ⑧ 省エネルギーと室内環境向上のため、断熱強化に配慮すること。

5) サイン

- ① 案内板やサイン等は、英語・日本語の併記とし、原則「名古屋大学キャンパス・サインマニュアル 2012」に従い整備すること。
- ② 建物名サイン、建物内総合案内板、各階案内板、組織・室名サイン、ピクトサイン、階段・EV ホール等の階数表示、ガラス面衝突防止サイン、危険物表示サイン等を設置し、利用者に分かりやすい施設とすること。
- ③ 案内板やサイン等は、ユニバーサルデザインに配慮した計画とし、特に外国人留学生・研究者、障がい者等が利用するにあたって、分かりやすく認知性のよい空間構成、適切な案内板やサイン等の設置により、円滑な移動や利用を促す計画とすること。
- ④ 施設全体として、サインシステムや色彩計画、内装のしつらえ、アート及び家具等を活用し、利用者が素早く正確に目的地へたどり着くことのできる分かりやすい誘導計画とし、デザインや仕様等の意匠性に統一性を持たせ、建築空間と調和した視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とすること。
- ⑤ 日本工業規格 JISZ8210（案内用図記号）に規定のあるものは、当該図記号も併記して使用すること。
- ⑥ 建物名サインは、「名古屋大学キャンパス・サインマニュアル 2012」に従い、周辺案内図を併記した自立型サインを設置するとともに、建物の主要な玄関周辺の外壁、扉等にも設置すること。

- ⑦ 外壁等に設置するサインの文字の大きさは、原則、一辺の長さを 30 センチ以下とし、設置建物の規模、デザイン、周辺建物等のバランスを考慮した大きさとする。また、色彩は原則、無彩色系とし、外装のデザインや色彩、材質等と調和した色とすること。
- ⑧ 多目的トイレ（だれでもトイレ）は、誰でも使えることが分かるよう明記するとともに、設置している器具、機能をピクトサインにて表現すること。具体的には大学で定めた標準デザインに拠ることとする。
- ⑨ 本施設の整備に伴い必要となる屋外サインを設置すること。
- ⑩ 各案内板は、将来の組織変更に対応し、表示内容を容易に追加変更できるものとする。

(5) 構造計画

- 1) 「教育研究棟」の建物構造は、低層階は原則 SRC 造とするが、建物の高さ、形状、機能に応じて、S 造、SRC 造、RC 造、混構造の構造方式や制震等の採用も含めて合理的な構造方式を計画すること。
- 2) 「福利厚生棟」の建物構造は、事業者の提案によるものとするが、物販・食堂の機能性に配慮するとともに、山手グリーンロードへの景観にも配慮した構造方式とすること。
- 3) 建物は、地震等に対する保有耐力を十分に見込み、大地震動後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとする。
- 4) 建物に必要な保有水平耐力の算定に当たっては、学校建物の安全性及び機能性を考慮し、建築基準法施行令による重要度係数の値を 1.25 倍とすること。
- 5) 耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・津波計画基準」（国土交通省）により、人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設でかつ多数の者が利用する施設とし、構造体をⅡ類、建築非構造部材を B 類、建築設備を乙類とすること。
- 6) 建物の基礎については、敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全かつ経済性に配慮した計画を行うこと。
- 7) 可変性や更新性に優れたフレキシビリティの高い構造計画とすること。

(6) 設備計画

1) 一般共通事項

- ① 多様な研究、実験用途やその他の諸室に対して、適切な室内環境を整えるとともに、将来的な変化、発展、更新等への対応に配慮した計画とする。適宜搬入口を設ける等、大型の設備機器、什器備品、実験機器等の搬出・搬入に配慮すること。
- ② 設備システムは、資源及びエネルギーの有効利用や二酸化炭素排出量削減に配慮し、適正な能力の機器を選定するとともに、運転制御やメンテナンスが容易でシンプルな計画とする。
- ③ 地震、風水害、積雪、落雪、落雷、断水、停電、火災等の災害対策に配慮した計画とする。
- ④ 各種設備や防災関係の集中管理パネルを設置し集中化を図り、一元管理により省力化が可能な計画とする。

- ⑤ 主要な電気機器等の設置場所については、水による事故などが発生しない平面・断面の計画とする。
- ⑥ 各種機器や配管・ダクト類は、地震時の転倒・脱落防止、防振等に配慮し、適切な耐震処置を施す。
- ⑦ 施設利用者が使う防災設備、避難設備や高圧電気、ガスボンベ等危険物の表記（サイン）については、英語・日本語の併記とする等、バリアフリーに配慮した計画とする。
- ⑧ 室内設置の機器（エアコン・給湯器・洗浄便座等）の取扱い説明文については、英語・日本語の併記とする。
- ⑨ 各種設備機器の設置場所は、耐久性、騒音、振動、景観への配慮から、原則として屋内設置とする。ただしドラフトチャンバー用排気ダクト・ファン・スクラバー等、やむを得ず機器を屋外（屋上含む）設置とする場合には、騒音、耐候性、景観に配慮する。
- ⑩ EPS・PS等は、将来の設備増設及びメンテナンス性を考慮した広さとし、共用部から出入りができる配置とする。また、改修時の影響範囲が極力小さくなるような配置・ゾーニング計画とすること。

2) 設備管理等

① 設備の管理

- ア 「教育研究棟」内に管理室を設置し、「教育研究棟」、「福利厚生棟」、民間付帯施設内の機器類の運転・監視等を行える計画とする。管理室については、事業者（業務従事者等）が本事業の維持管理、運営業務のために無償で使用できるものとする。
- イ 計量データを可視化し、運用改善に資するエネルギー管理を行えるような計画とすること。
- ウ 警報の種類を設備内容毎に、重警報と一般警報に分け管理し、3)電気設備で指定する各種信号については、キャンパス内の指定する箇所にて監視できるものとする。

② 技術者

原則として、有資格者の常駐を必要としない設備計画とすること。

3) 電気設備

① 一般事項

- ア 電線、ケーブル及び弱電ケーブルは原則としてエコマテリアル素材のものを選定すること。
- イ スイッチは名前付きとし、点灯範囲が明確な表示をすること。
- ウ コンセントに分電盤名称、回路番号を表示し、遮断機がトリップした場合速やかに対応できること。
- エ 分電盤、端子盤等の盤名称については大学担当者と協議し決定すること。
- オ コンセント、スイッチ等のプレートについては新金属製のものを選定すること。
- カ 位置ボックスの固定は2点支持とし、プラグの抜き差しにより位置ボックスのがたつきが生じないようにすること。
- キ 分電盤、プルボックス等を屋外に設置する場合はステンレス製のものを選定

すること。

- ク 分電盤、受電盤、変圧器等重量機器及び、バスダクト及びケーブルラックの据付、固定及び支持については、日本建築センター刊「建築設備耐震設計・施工指針」で設定される耐震クラスSを満たす設計用水平震度以上の施工方法とすること。耐震計算書を提出すること。
- ケ 天井点検口を各室適宜設置すること。
- コ 屋外、共同溝内、ピット内にケーブルラックを設置する場合は、素材をHDZ35溶融亜鉛メッキ相当の耐食性を有するものとする。地中埋設工事において可とう性防護管を使用する場合は、難燃性のものを選定すること。隠蔽配管工事においては、環境配慮型PF管とすること。
- サ ケーブル行先表示札を設けること。
- シ アスファルトに表示する埋設標は、鉄製とすること。

② 電灯・コンセント設備

各諸室・共用部分等に設ける照明器具、コンセント等の設置及び配線工事、幹線配線工事を行う。

- ア 照度条件：【別表 1、2】に記載の照度を原則として確保すること。これに記載がない部分については、JIS-Z-9110-2011 及び関連法規によること。
- イ 照明器具：原則としてLEDとし、公共型番に準ずる器具を基本とするが意匠性には十分配慮し、高効率の器具を選定すること。また部屋の機能に応じた器具を設置すること。
- ウ 器具は保守が容易な場所に設置することを原則とし、やむを得ず高所に設置するものについては、メンテナンスが容易な場所から器具等を交換及び保守できること。
- エ 調光：部屋の機能に応じて調光ができる器具とすること。
- オ 演色性・色温度：部屋の機能に応じて適正に選択すること。
- カ 非常照明：避難通路のみ設置すること。また、消火活動のために、消火ポンプ室に設置すること。
- キ 誘導灯：自主設置だが、設置場所は消防法施行令の設置基準に基づく。
- ク 分電盤：共用部はEPS内に設置することを原則とする。なお、各実験室の電灯電源及び実験機器用電源は各室内に専用分電盤を設置することとし、本事業における事業者の業務範囲とする。詳細については【別表 1、2】による。OAフロア採用室の情報機器用電源は、原則として各室内に専用分電盤を各々設け給電すること。各室の電気容量は、部屋の用途を考慮するとともに、【別表 1、2】に記載する要求水準等や機器・備品等の使用電気を満たすこと。
- ケ 実験室電源：上記に定める実験盤より二次側は、別途工事とする。二次側配線用のケーブルラック（W=300mmセパレーター付、パンチングメタル等）を実験室天井下200mmに実験盤側及び両側壁面（室内口の字型、2スパン以上に及ぶ室については、スパンごとに設け、それぞれを接続すること）に敷設する。また、実験盤上部にもケーブルラック（ラックカバー付）を敷設すること。
- コ 実験盤は、将来分岐盤を増設できるよう計画すること。
- サ 実験室、研究室、その他諸室のコンセント：【別表 1、2】のコンセントとは別に、使用する一般用のコンセントとして、20㎡に1箇所程度設置すること。

実験機器用のコンセントは【別表 1、2】に示すものを設置すること。また、コンセントはすべて 2 口型接地端子付とする。天井面に設置するコンセントは 2 口型接地極付抜止めコンセントとする。また、機器に隠れる場所への設置を避けるとともに、コンセント回路は 2 部屋にわたって配線しないこと。0A フロアの床コンセントは、0A タップ型コンセントとし、電源分岐コネクタは、コンセントプラグにて分岐できるものとする。

- シ 情報機器等の重要機器及び防災機器へ電源を供給する盤は、主幹 2 次側に避雷器を設けること。
- ス 共用部のコンセント：コンセントを適宜設置すること。
- セ 照明制御方式：点滅方式は、各居室については現場点滅方式とし、共用部は明るさ+人感センサーによる点滅方式とすること。効果的に照明の省エネルギー化を図る方式とすること。スイッチの切り分けは部屋用途に応じて点滅区分を設定すること（例：研究室は窓側と廊下側とし、講義室は前方より列毎とする）。また、人感センサーにより制御する照明等は、清掃・点検時に電源を切ることができるスイッチ(自動・手動・切り)を設ける。なお、トイレの人感センサーの検知範囲は、「便所入り口・手洗い」「女子便所内通路または男子小便器」「ブース内」とする。トイレ換気扇は、人感センサーによる制御とし、無人になってから設定時間経過後に停止するものとする。
- ソ 外灯：建物周囲、職員駐車場、駐輪場及び構内通路等に（公社）日本防犯設備協会の「防犯灯の照度基準」(SES-E1901-4) のクラス B+及び警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」で定める照度基準を満たすように適宜外灯を設置すること。なお、外灯は自動点滅器及び年間プログラムタイマーの併用により自動的に点滅するものとし深夜の減灯についても配慮すること。なお、器具は公共型番に準ずる器具とし大学の指定する形状を採用すること。また、本事業に伴い既存の外灯等を撤去した場合には、代替設備を新設すること。隣接する「オークマ工作機械工学館」との一体感を醸す演出となる屋外照明（庇の連続性への配慮等）を計画すること。構内道路を照らす外灯は、電力量計測の対象とすること。
- タ 電気室に切替盤を設置し、一般電源回路と発電機回路（⑥自家発電設備）を切替えるようにし、切替盤の操作で停電時、仮設電源対応のコンセントを差替えることなく電源供給ができること。なお、仮設電源対応は【別表 1、2】の仮設電源対応機器欄による。
- チ 各実験盤に設ける接地極は、A・C・D 種共用及び D (ELB) 種とする。その他、単独接地、共用接地については【別表 1、2】による。なお、予備として主の接地端子盤には、A 種及び D 種の単独接地極を 2 個ずつ設けること。

③ 動力設備

各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の設置及び配線工事、幹線工事を行うこと。

- ア 動力制御盤：原則として機械室内に設置すること。
- イ 実験用動力盤：各実験室の実験機器用への電源の供給は、その室内に実験盤を各々設け、機器に給電すること。各室の電気容量は【別表 1、2】の負荷に対応する実験用電源を満たすこと。

ウ 電動機等を使用するものはコンデンサーを設置するなど力率改善を検討すること。

エ 防災設備への電源送りは専用電源とし、耐火ケーブルを使用する。

④ 幹線

ア 各幹線サイズは【別表 1、2】に基づき算出すること。

イ 電気室からの幹線は、耐震性軽量バスダクト等により負荷変更や改修に容易に対応が出来るよう計画し、各階の EPS 内に分岐用遮断器（バスダクトを計画した場合）を設置し、以降各盤までの配線はケーブル及びケーブルラックにて敷設すること。バスダクトを使用する場所は、上部に給排水系の設備や配管等水気を含むものを設置しないこと。

ウ 維持管理及び更新時を鑑み、ケーブル径は 250mm² を上限とすること。

エ ケーブルは CET ケーブルとし、幹線分岐箇所は工場モールド加工を採用すること。

⑤ 受変電設備

ア 配線及び主回路の導体の色別はキャンパス内既往のものに倣うこと。

イ 「教育研究棟」内に受変電室を設け、高圧耐火ケーブル（6kVFPT ケーブル）250mm² の 2 回線受電として既存エネルギーセンターから既存地中埋設配管等を使用して配線する。ただし、本施設近傍で予備配管がない部分については本事業にて新規に地中埋設配管等によるケーブルルートの確保を行う。また、エネルギーセンターの遮断器（VCB）2 台を更新すること。

（参考）既存遮断器メーカー：三菱電機株式会社製

ウ 「教育研究棟」受変電室に遮断器（VCB）を設け、附属学校体育館・校舎電気室及び北部厚生会館電気室へ、高圧耐火ケーブル（6kVFPT ケーブル）100mm² をそれぞれ配線する。ただし、本施設近傍で予備配管がない部分については本事業にて新規に地中埋設配管等によるケーブルルートの確保を行う。

エ 受変電室は、送電に適する場所に設け、室内には将来の変圧器、遮断器等の増設等に係るキュービクル等のスペースを確保すること。また、各居室には施設稼動後に電源の増設が必要となった場合に、停電なしで電源増設ができるよう配電盤裏側又は下部に端子台を設けること。

オ 受変電設備の表示・リモートステーションの電源は、2 回線受電のどちらからでも所内変圧器と双投形電磁接触器（MC-DT）を介して供給できるものとする。

カ 民間付帯施設を独立棟とする場合は原則構外より引込むこととする。なお、「教育研究棟」または「福利厚施棟」の合築とする場合は、教育研究棟部分の受変電室より分岐することとし、それぞれ単独の変圧器を介して供給し、計量法に基づく検定済みの電力量計を設置する。なおキャンパス内は、原則として、すべて無電柱・無架線とする。変圧器容量は【別表 1、2】及び既設建物の容量などを考慮して、単相・三相共に 200kVA とする。

キ 低压配電盤に電力計測用 CT を設置し、低压配電盤各回路 2 次側の電力を計測し、その信号線を大学学内ネットワークに接続及び調整を実施し、大学構内で本施設の電気使用量を確認できるようにすること。

ク 低压配電盤にはトランスモニターによる計測を容易にするため、盤前面に

- CTT 及び VTT 端子を設けること。
- ケ 「教育研究棟」、「福利厚生棟」、民間付帯施設に積算電力メーターを設置し、それぞれ区分して計量できるようにすること。詳細な計量区分は⑬計量・検診による。
- コ 受変電室は、外部からの小動物の侵入対策及び漏水対策を施すこと。
- サ 受変電室の換気扇はサーモスイッチを設けること。受変電室は、必要に応じて空調を設けるがドレン排水の漏水対策を実施すること。
- シ 受変電設備は、以下の項目を満たすものとする。
- a 高圧・変圧器・低圧配電ともに薄型のキュービクル型とする。
 - b 高圧遮断機 (VCB) は真空型 (引出し型) を設置する。
 - c 高圧受電盤の主回路は DS、VCB で構成し、保護装置 (OCR、DGR、ZPD) を適切に設置する。
 - d 変圧器の保護は LBS とする。
 - e 変圧器はモールド型 (乾式) のアモルファス変圧器とし、トップランナー変圧器 2014 以上の省エネ機能を持つ変圧器を採用すること。総設備容量が 1000kVA 以上となり、特殊消火設備を設けない場合は、電気室を 1000kVA 未満に分割する等を検討する。
 - f 変圧器ごとに電圧、電流 (デマンド) が計測できるマルチメーターを設置する。
 - g 送り出し VCB は 6 回路設ける。内訳は以下のとおり。
 - h 教育研究棟 2 回路
 - i 附属体育館 1 回路
 - j 北部厚生会館 1 回路
 - k 予備 2 回路
 - l 低圧配電盤の遮断器は MCCB とする。
 - m 変圧器毎に常時絶縁監視装置 (Igr 方式) を設置する。
 - n 高・低圧配電盤に設置する計器は電子式マルチメーターとし、計量を行う為のパルス信号を出力できるものとする。
 - o 接地は基準に基づき設置するものとするが、ELCB 用は一般用の D 種接地と別に設けること。
 - p 受変電室を建物内に設ける場合は、低周波障害が発生しないように防音・振動対策を行う。
 - q 各盤内照明及び状態表示ランプは、LED とする。
 - r 表示・リモートステーションの電源は、ループ受電 2 回線のどちらからでも高圧 STr を使用して供給できるものとする。
 - s 接地極は、等電位ボンディング等、統合を技術的に検討すること。
 - t 非常用電源の配線用遮断器は耐火鋼板で区画 (防火区画) し、「非常電源」と標記すること。
- ス 制御監視：既存の中央監視システムには以下の内容の監視表示を組み込むこと。組み込むための工事・設定調整は事業者の負担で行うこと。既存システム業者と協議すること。詳細は【資料 29】により、対象のシステムの更新も含むこと。

- a すべての遮断器について以下の制御監視を行うこと。
 - i 動作状態表示
- b その他警報信号を種別毎に一括にて表示すること。
 - i 高圧一括故障
 - ii 低圧一括故障
- c その他各種計測を表示すること。
 - i 受電電力量
 - ii 受電電流値
 - iii 建物ガス使用量
 - iv 建物水道使用量
 - v 発電機運転
 - vi 発電機故障
- セ 低圧配電盤回路毎に常時絶縁監視装置（Igr方式）を設置すること。
- ソ 停電信号を自家発電設備に移報し、商用から発電に自動的に切り替えできるようにすること。復電の際も同様に発電から商用へ自動的に切り替えできるようにすること。
- タ 電気室出入口には「変電設備」及び「禁水」の表示札と室内レイアウト図を取り付け、各電気室内には、A1用紙に単線結線図及び東山地区特高受電高圧配電系統図を設けること。
- チ 各接地極にはSPDを設けること。
- ツ 将来の更新を考慮し、受変電室にリフターを設け、VCB開放用のフック棒（各種1本ずつ）
- テ 各電気室の床に絶縁ゴムマット（t=10mm）を設けること。
- ト 消防署への変電設備設置届出書の提出時に受変電設備の保護協調曲線、計算書を作成し提出すること。

⑥ 自家発電設備

本施設の停電時において、非常用電源対応機器（高圧ガス保安電力、電気錠制御盤、ネットワーク機器及び防災用設備や停電が不可能な研究設備【別表1、2】）や共用部に適宜設けた非常用コンセントへの送電用として整備すること。また、本事業でIB電子情報館地下1階電気室に設置している4号井戸用の制御盤へ送電すること。

- ア 形式：ディーゼル発電機（屋内設置型） 燃料：軽油 容量：300kVA以上（社）日本内燃力発電設備協会認定品とすること。
- イ 消防庁告示第1号による自家発電設備の基準を満足すること。
- ウ 長時間運転対応型とすること。
- エ 燃料備蓄：燃料小出槽950リットル程度とすること。ただし、少量危険物貯蔵及び取扱所の基準内とする。
- オ 騒音：低騒音機器を設置すること。
- カ 燃料消費量：50リットル/時間未満とすること。
- キ 設置については、「建築基準法」、「消防法」、「名古屋市火災予防条例」及び関係法規によること。

⑦ 避雷設備

建築基準法に基づき新 JIS 基準にて整備すること。避雷針は建物の美観、見え方に配慮して選定すること。

⑧ 電話設備

- ア 引き込み及び回線：本部 3 号館 2 階電話交換機室の既設ラックに新規端子台を設け、キャンパス内既設の共同溝及び配管路を用いて本施設端子盤及び成端箱への通信線引き込み（EM-CCP0. 65-400P ケーブル）を行う。これらの変更、改修、代替等を行う場合は、事業者の負担で行うこと。
- イ 端子盤：EPS 内設置を原則とする。情報用 EIA ラック（19 インチラック）内に G 型又はクローネ端子盤を設け、他の通信設備と共用することができる。端子盤の大きさは、他弱電設備の端子台及び将来増設ができるように配慮すること。
- ウ 電話配線の工事区分は、【資料 29】による。電話 2 次側配線：配管、配線及び電話アウトレット設置までを、本事業における事業者の範囲とする。電話アウトレットの設置場所については【別表 1、2】による。なお、端子盤からの二次側配線は、将来のデジタル化（IP 電話）に対応した UTP ケーブル（CAT6A）にて計画配線し、情報用ラック内パッチパネルを設け、成端処理を行う。詳細は【資料 29】による。
- エ エレベーターにも内線電話で通話できるように整備すること。
- オ 入退室管理設備カードリーダーを設置する外部出入口扉やフロア廊下の主要な扉には、電話用アウトレットを設置すること。また、壁掛け用電話が設置されることを考慮して開口すること。
- カ 民間付帯施設については、原則構外より引き込むこととする。

⑨ 構内情報設備

- ア IB 電子情報館 9 階計算機室の学内情報通信機器にスプライスユニットを設け、本施設へ光ケーブル（SM-8C+GI-8C）を配線すること。
- イ 光ケーブルの規格は、マルチモードが OM4 以上、シングルモードが OS2 以上のものを選定すること。
- ウ 光ケーブルの引込地点には、EIA ラック（19 インチラック）を設置してスプライスユニット、スイッチングハブ設置スペース、パッチパネル等を収めること（EIA ラックは EPS 等の鍵のかかる部分に設置すること）。機器の構成等の詳細は【資料 16、29】による。
- エ 教育研究棟各階の EPS に EIA ラック（19 インチラック）を設置し、スプライスユニット、スイッチングハブ設置スペース、パッチパネル等を設けること。各階 HUB 間の光ファイバーケーブルを敷設するためのケーブルラックを整備すること。ケーブルラックの寸法については将来の増設を踏まえた寸法とすること。なお、福利厚生棟も同様に設置することとし、EIA ラックの大きさは設備規模による。
- オ パッチパネルの口数は各階情報コンセントの総数によること。
- カ 各階の EIA ラック間を接続する配線は光ケーブル又は UTP ケーブル（CAT6A）を原則とする。
- キ 各階パッチパネルより【別表 1、2】に記載する情報用モジュラコンセントへ 2 次側配管配線を行うこと。配線は UTP ケーブル（CAT6A）を原則とし、100m

を超えないこと。

- ク 教育研究棟の教職員・学生の居室、会議室、講義室やアクティブ・ラーニングスペース及びラウンジ、廊下等共用部、福利厚生棟の食堂ホールには無線 LAN アクセスポイント用の情報コンセントを設置すること。会議室、講義室や学修支援スペース、食堂等教職員・学生が多数集まる室の設置台数は、概ね 50 名につき 1 箇所割合で設けることとし、廊下等共用部の設置台数は、通信可能な範囲が周囲の研究室等を全て包含できることとする。
- ケ 建物引込箇所の情報用ラックは、幅 700mm×奥行 1000mm のサイズとし、その他は幅 700mm×奥行 700mm を標準とする。
- コ パッチパネル口数分のパッチコードを設けること。
- サ 本学の指定する様式による LAN 端子表を作成し、情報機器導入時に各情報コンセントの設定を適切に行う事ができ管理ができるようにすること。
- シ EIA ラック内の電源は、非常用電源回路とすること。
- ス サーバー室になる部屋については、【別表 1、2】を参照し、サーバー毎に専用の UTP ケーブルを配線すること。
- セ 民間付帯施設については、原則構外より光ケーブルを引き込むこととする。

⑩ 拡声設備

消防法に定める非常放送及び業務放送兼用設備とし、教育研究棟の管理室、福利厚生棟の事務室にアンプを設置すること。また、本システムは、建屋内における各種放送を行うとともに、全学に整備された「防災・減災対応業務放送システム」の一部として機能するものである。

- ア アンプ仕様：関係法規に定める内容を原則とすること。
- イ 回線数：非常放送は関係法規によること。業務放送機能は「教育研究棟」、「福利厚生棟」、民間付帯施設別で原則各階別とし、室内とそれ以外に分けることを原則とすること。
- ウ スピーカー等：天井埋め込み型を原則とし、部屋単位に壁付音量調整器を設けること。また専用の映像音響設備を設置する部屋には非常放送カントリーを設置すること。
- エ 全学に整備済みの「防災・減災対応業務放送システム」と接続すること。接続は、工学部ブロック放送架（既設：工学部 1 号館 1 階防災センターに設置済み）とし、ケーブル（EM-FCPEE1. 2-5P）を新規配線し、放送管理システムの改修を行うこと。また、各所端子盤リストの作成・更新を行うこと。接続するための工事・設定調整は事業者の負担で行うこと。また、減災館 2 階災害対策室に設置している主放送架の鳴動状態表示に本事業の建物名を追加するよう、主放送架を改修すること。詳細は【資料 29】による。
- オ 非常放送アンプの電源は、非常用電源回路とすること。

⑪ 呼出設備

- ア トイレ、女子更衣室に呼出押しボタン（防犯用、点字・紐付）を設置し、廊下等共用部に表示灯・ブザー・復旧ボタンを設置すること。トイレは手洗い場、ブース毎に呼出押しボタンを設置すること。外国人が不用意に押さないように、「Emergency Call」の記載をすること。
- イ 表示盤設置場所は、教育研究棟の管理室、福利厚生棟の事務室とする。

ウ 表示盤からの移報を工学部守衛室（ES 総合館）の既設表示器に表示することとし、表示するための工事・設定調整は事業者の負担で行うこと。

⑫ テレビ共同受信設備

「教育研究棟」の屋上に各種テレビアンテナを設置し、本施設内の直列ユニット設置箇所への配線を行うこと。

ア 設置アンテナ種別は、地上波デジタル・BS・CS とし、各アンテナを設置すること。

イ 直列ユニット設置場所は、【別表 1、2】による。

ウ 将来、部屋内に直列ユニットを容易に設置できるように、各階 EPS 分配器及び増幅器を設置し、配線ルートの確保をすること。

エ テレビの受信にあつては公共放送、民間放送が正常に受信できること。

オ 分配器を使用する場合は、スペース部分に擬似抵抗を設置すること。

⑬ 計量・検針

ア エネルギー使用量は、エネルギー管理及び使用者負担の観点から計量を行うこととし、インターネットにおいて、各計量箇所のエネルギーデータが閲覧できるものとする。通信方式は、FTP 方式とする。

イ 各分電盤の主幹に CT を設置し、計測できること。

ウ 計量区分については、教育研究施設部門（フロア単位）、産学連携部門（産学連携部門は産学連携室単位）、福利厚生施設部門、民間付帯施設部門、共用部で使用した電力量及び水道、ガス使用量の計量・按分が行えること。また、電力量は空調用、照明用、コンセント用、衛生用、実験用、外灯用など用途別に計量できること。

エ 福利厚生施設、民間付帯施設の部分に設置する電力量計は、計量法に基づく検定済みのものとする。また計量器は計量法に基づき更新を行うこと。

オ 検針については、集計を容易にできるように配慮すること。

⑭ 防災設備

ア 「建築基準法」、「消防法」、「名古屋市火災予防条例」及び関係法規に定める防災設備、消防設備を設置し、地震や火災発生時の人命及び設備の保安を確保する。

イ 火災報知設備は以下の仕様とすること。

a 教育研究棟について、建物の用途・規模及び保守管理を考慮した上で P 型または R 型等を選定すること。なお、自動診断機能付とする。受信機設置場所は、本施設の管理室とし、受信機盤からの移報を工学部守衛室（ES 総合館）及び本部守衛室の既設表示器に表示すること。工学部守衛室から本部守衛室への移報は既存信号線を利用する。

b 福利厚生棟について、建物の用途・規模及び保守管理を考慮した上で P 型または R 型等を選定すること。なお、自動診断機能付とする。受信機設置場所は、福利厚生棟の事務室とし、受信機盤からの移報を本部守衛室の既設表示器に表示すること。なお、移報信号線は、ES 総合館 1 階機械室端子盤に配線し、ES 総合館から本部守衛室への配線は、既存信号線を利用する。

c 感知器：原則として、保守点検及び交換が容易な場所に設置すること。点

検が困難な場所は自動点検機能付きとすること。

d 受信機の電源は、非常用電源回路とすること。

ウ 火災時の避難口・進入口となる避難通路の出入口（玄関等）は自動火災受信設備からの移報で解錠ができること。（詳細は名古屋市消防局との協議による。）

エ 表示ランプは、フラット又は発信器一体型とする。

オ 火災回線及び火災・防排煙兼用回線は、将来増設できるように予備回路を設けること。

カ 必要各所に移報できるようにすること。

⑮ 太陽光発電設備

ア 省エネルギー対策及び環境配慮のため、太陽光発電設備を設置する。発電容量及びパワーコンディショナー容量は10kW以上とすること。

イ 発電パネルの設置場所は原則として屋上とするが、低層階の場合は、反射光の影響も考慮する。また、点検が容易に出来る箇所に設置すること。

ウ 将来容易に増設ができるように、設置スペースを検討すること。

エ パネルの向き、角度は発電効率が最大となる要件を検討する。

オ 設計用水平震度は1.0で計算する。建物構造物にパネルを設置する場合は、メーカー標準品による設置固定の可否を検討する。

カ 発電量は、容易に計測ができるように大学構内ネットワークに接続し、閲覧できると共に、管理室にモニターを設置すること。

キ 電力供給業者と系統連系契約を行うため、パワーコンディショナーのFRT要件を満たすこと。

ク 教育研究における省エネルギーへの啓発のため、教育研究棟の1階ホールエレベータ前等の人が多く集う共用部へ40インチ以上のテレビモニタを設置し、建物の使用電力及び電力量を表示するとともに太陽光における発電電力及び電力量を表示すること。

ケ パワーコンディショナーから直接接続するコンセントを設置すること。なお設置箇所は、管理室または低層階共用スペース等とする。

4) 機械設備

① 一般事項

ア 研究・実験等を行う各諸室及びその他の居室等の空気環境を、機能に応じて適切に確保すること。

イ 各諸室の設計条件は、【別表1、2】による。

ウ 使用する衛生陶器及び配管・ダクトの管種については【資料27】を参照のこと。

② 空調設備

ア 対象室は、【別表1、2】による。

イ 設計温湿度：外気条件・室内条件は、「文部科学省機械設備工事設計資料」または「建築物における衛生環境の確保に関する法律」（以下「ビル管理法」という。）を遵守するものとする。特殊条件については【別表1、2】による。なお、ビル管理法の対象範囲については名古屋市と協議により決定すること。

- ウ 負荷計算に当たっては間欠空調による蓄熱負荷（暖房時）及び、補正（冷媒管長、高低差）を採用する。
- エ 空調方式は、事業終了後の設備更新や運用コストを含めた 30 年間のライフサイクルコストを検討した上で、最適な方式を採用すること。
- オ 研究・実験装置等の機器発熱及び換気に伴う外気導入量を十分考慮し、使用量変化と最大負荷に留意して空調機能力・仕様を決定すること。
- カ ドラフトチャンバー使用時の外気負荷は外調機で処置するとともに、将来のドラフトチャンバー設置予定場所には、外調機の設置スペース等を確保しておくこと。
- キ 実験室の冷房負荷については、【別表 1、2】に記載の発熱機器の発熱量を見込んだ機器を設置すること。但し、実験機器の稼働率を考慮することとし、稼働率は実施設計時に確認するものとする。
- ク 研究室、共用スペース、管理系統等は、それぞれ系統を分けること。
- ケ 各実験室や、冷凍庫、冷蔵庫保管室等年間冷房室については、他と系統を分けること。対象室は【別表 1、2】を参照すること。
- コ 実験機器用スリーブに加え、十分な数の将来用空調設備用配管スリーブを各室に設置すること。
- サ 外気処理を行う機器についてはプレフィルターの一次側にサランネットフィルターを設置すること。

③ 換気設備

- ア 対象室は、【別表 1、2】による。
- イ 換気方式
 - a ビル管理法を遵守すること。ビル管理法の対象範囲については名古屋市と協議により決定すること。
 - b 研究室や各居室については、全熱交換器付換気設備（普通換気付）を標準とすること。
 - c 実験室の換気量は、法令による換気量、利用人員による換気量（30 m³/h・人）及び室容積の 5 回換気を比較し多い方により定めること。
 - d 【別表 1、2】に記載されている局所排気、ドラフトチャンバーの排気（主として有機系を想定）は、適切なダクトの材質・機器の選定を行うこと。なお、当該ダクトと局所排気用ファンの設置は本事業の工事範囲内とし、ドラフトチャンバー及び排気処理（スクラバー）の設置は工事範囲外とする。
 - e 【別表 1、2】に記載されていないドラフトチャンバー対応については、実験室 1 ユニット（1 スパン）に 1 台のドラフトチャンバーの設置を想定し、屋上スクラバー設置位置と屋上までのダクトルートを確認すること。なお、当該ダクトと局所排気用ファンの設置は本事業の工事範囲外とする。
 - f 第三種換気等により室外から空気の入力が必要となる場合、パスダクト又は扉アンダーカット、扉スリットにて給気経路を確認すること。
- ウ 十分な数の将来用ダクト用スリーブを各室に設置すること。

④ 排煙設備

- 建築基準法によること。できる限り自然排煙とすること。

⑤ 自動制御設備、監視設備

- ア 本施設の管理室に監視盤の警報を一括表示する盤を設置し、空調（監視盤別一括）、衛生（各水槽満減水警報、pH 異常警報及び監視盤別一括）、その他主要設備毎の一括警報を表示すること。集中管理盤に、各設備方式に応じた適切な監視盤を設置すること。また、当該一括警報を、工学部守衛室（ES 総合館）の既設表示器に表示すること。
- イ 計量については、3) 電気設備の⑬計量・検針に準拠すること。なお、時刻別の計量データを別媒体等に保存可能とし、エネルギー管理ができる機能を有すること。
- ウ 各室空調機は本施設の管理室の集中管理装置を介して WEB 上で遠隔制御が行えるようにすること。
- エ 中央監視モニターの大きさや監視盤の意匠は、電気設備と統一性を図ること。

⑥ 衛生器具設備

- ア 衛生器具は、大学が示す標準仕様【資料 27】と同等以上の仕様を選定すること。
- イ 衛生器具は、公共施設を考慮した仕様（形式、色）を選定すること。
- ウ 室の使用状況、内装の程度によって適宜仕様を選定すること。
- エ 清掃等維持管理に配慮して器具を選定すること。
- オ 大便器については、洋式とし、小便器も含め壁掛けを検討すること。
- カ 省資源に配慮した自動水栓、自動洗浄弁、節水型器具とすること。
- キ 大便器については、温水洗浄便座を設置すること。
- ク トイレの各ブースには擬音装置を設置すること。
- ケ 多目的トイレ（だれでもトイレ）には、オストメイト設備（温水対応）、ベビーチェア、フィッティングボード、ベビーシートを設置すること。
- コ 一般のトイレには、小便器、大便器、手洗器それぞれ 1 箇所には手すりを設置すること。
- サ 実験室の出入口から適切な範囲の廊下部分に、緊急シャワーを設置すること。なお、緊急シャワーの排水は蓋付きとして、実験排水に接続すること。

⑦ 給水設備

- ア 給水負荷
 - a 研究・実験等を行う各室の規模を考慮し、使用量変化と最大負荷に留意して機器や配管等の仕様を決定すること。
 - b 給水負荷算定に当たっては、水使用時間率と器具給水単位による方法による。
 - c 大学の長期休暇時の負荷低減時においても、水道法による水質基準（遊離残留塩素を 0.1mg/L 以上 等）を満たした水を供給できる方式とすること。
- イ 給水系統
 - a 給水系統は、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（ビル用水法）、「工業用水法」、「名古屋市市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」を遵守すること。
 - b 供給系統は、市水（飲料水）、井水の 2 系統とすること。井水の用途は原則としてトイレ洗浄水、屋外散水及び実験用とし、実験用の対象室は【別

表 1、2】を参照すること。

- c 市水系統、井水系統ともにキャンパスに既設の配管から取出し、受水槽を設け、加圧給水装置にて必要箇所へ供給すること。これらの変更、改修、更新、移設、除却、代替等を行う場合は、事業者の負担で行うこと。
- d 加圧給水装置については停電時に自動で自家発電回路の電力供給を受けられる設備構成とすること。水槽には、緊急遮断弁、非常用給水栓を設置すること。
- e 市水、井水ともに受水槽は 2 槽式とすること。
- f 屋外、各屋上に散水用として井水を設置すること。
- g 計量については、電気設備の⑬計量・検針に準拠すること。なお、計量は、市水、井水毎に行うこと。
- h 実験室は、1 ユニット（約 40 m²程度）に 3 箇所程度、ステンレス製床パンネを設置し、パンネ内に将来用バルブ 20A を設置すること。
- i 民間付帯施設については、量水器を設け、構内より分岐できる。

⑧ 排水設備

ア 排水系統

- a 排水の種類は、一般排水（汚水）、一般排水（雑排水）、実験排水、雨水排水とし、それぞれ屋内分流とすること。
- b 空調ドレン排水は原則として一般排水（雑排水）系統とする。ただし、「名古屋市の井水設備要覧」（2018 年 4 月 1 日）の排出基準を満たす場合は、市と相談のうえ雨水系統の排水とすることができる。
- c 各室からの排水は、系統毎に設置する各種排水縦管へ接続する。また将来用途変更に対応できる接続口を各階に設けること。
- d 屋内及び屋外排水は汚水・雑排水合流方式とし、【資料 10】に示すキャンパス内に既設の屋外排水管（もしくは枡）に接続する。これらの変更、改修、更新、移設、除却、代替等を行う場合は、事業者の負担で行うこと。
- e 雨水流出抑制を行うこと。対策量は「名古屋市雨水流出抑制施設設計指針」に準拠すること。

イ 実験排水

- a 実験室の排水は、名古屋大学環境衛生管理室で定める処理ルールに基づいて行う。
- b 実験排水は屋外排水管に接続する前に、pH を計測するモニター枡を設置し、pH 値を計測・表示すると共に、既存の無線を使用した中央表示システムに接続すること。接続するための工事・設定調整は事業者の負担で行うこと。詳細は【資料 28】による。
- c 実験室は、1 ユニット（約 40 m²程度）に 3 箇所程度、ステンレス製床パンネを設置し、パンネ内に予備排水口 50A（ねじ接続が可能な形状）とトラップ付き排水目皿（防臭蓋付）を用意すること。

⑨ 給湯設備

- ア 給湯負荷：実験等施設の規模を考慮し、使用量変化と最大負荷に留意して仕様を決定すること。
- イ 供給箇所は、【別表 1、2】によるほか、給湯室、誰でもトイレ（オストメイト

対応) とすること。

⑩ 消火設備

消防法等関係法規に基づき本施設単独で消火設備を設置すること。

⑪ 都市ガス設備

ア 都市ガスの種類：都市ガス（13A 発熱量 45MJ/Nm³ 低圧）

イ 本施設にはキャンパス内既設の配管から本施設に引き込むこと。民間付帯施設は原則構外より専用に引き込むこと。これらの変更、改修、更新、移設、除却、代替等を行う場合は、事業者の負担で行うこと。

ウ 供給箇所は、【別表 1、2】によること。

エ その他：建物導入部の緊急遮断弁、ガス漏れ警報器（ピット内、設備室内）等の設置を行い、安全性を高めるとともに、本施設の管理室の集中管理パネルにおいて管理ができるようにすること。ガス漏れ検知器の位置は、維持管理しやすい場所とすること。

⑫ 特殊ガス設備（高圧ガス設備）

ア 供給：実験用のガスの供給は、窒素（N₂）、圧縮空気（Air）は既存施設より分岐し本施設まで延長し供給すること。詳細は【資料 26】による。アルゴン（Ar）は、各階にボンベ庫を設け、各研究室へ供給すること。その他の実験ガスの供給は、ガスボンベ対応（工事対象外）とし、原則、各実験室内に設置することを想定しており、ボンベ運搬の搬入口・搬入ルートを検討すること。必要な諸室は、【別表 1、2】による。

但し、機械室等に設置されるガスボンベから各実験室までの接続配管は、本事業の対象とする。

イ 緊急排気等の安全対策を講じること。

ウ 本施設計画場所付近に敷設されている特殊ガス設備（ヘリウム回収管等）の変更、改修、更新、移設、除却、代替等を行う場合は、事業者の負担で行うこと。詳細は【資料 9】による。

エ ガス種別に適合した警報設備等を高圧ガス保安法等に基づき設置すること。

オ 建物内で使用するヘリウムは、既存屋外ヘリウム回収管に接続して回収を行うこと。

カ 近隣建物における高圧ガス貯蔵量、貯蔵室からの距離を考慮した供給設備の配置とすること。詳細は【資料 9】による。

キ 本施設の高圧ガス貯蔵能力は 300m³以下を想定しており、高圧ガス保安法に係る高圧ガス貯蔵の規制対象外である。

⑬ 実験用冷却水設備

ア 実験機器に必要な実験用冷却水を中央熱源方式による循環冷却水として供給する。

イ 供給箇所や温度・流量・圧力条件は、【別表 1、2】によること。

ウ 熱源機器は、機器故障時の影響を最小限にするためモジュールチラーとする。

エ 供給配管の材質はステンレス製とする。

⑭ 雨水利用設備

省資源対策の観点で雨水等を植栽散水等への利用することを期待するが、雨水利用設備の導入については、費用対効果を踏まえて判断すること。

⑮ 昇降機設備

ア 利用者の移動や荷物の搬出入が円滑となるよう、各種法規に準拠した乗用エレベーター、人荷用エレベーター、非常用エレベーターを設けること。

イ 「教育研究棟」の積載量、速度、台数等は以下を標準とする。

用途 (付加仕様)	積載量 (積載人数)	速度	停止箇所	台数
乗用 (車いす用)	1,150kg (15人)	105m/min	提案による	2台以上
非常用 (車いす用)	1,700kg (26人)	105m/min	提案による	建築基準法による

ウ 「福利厚生棟」の積載量、速度、台数等は以下を標準とする。

用途 (付加仕様)	積載量 (積載人数)	速度	停止箇所	台数
人荷用 (車いす用)	750kg (11人)	45m/min	提案による	1台以上

エ エレベーターの仕様は以下とする。

- a 「公共建築工事標準仕様書」(統一基準)(機械設備編)を遵守すること。
- b 設計用震度は耐震安全性分類 S₁₄とする。
- c 教育研究棟の乗用、非常用のエレベーター3基については、付加仕様として群管理制御機能を有すること。
 - i 停電時救出運転、地震時管制運転及び火災時管制運転を有すること。
 - ii 管制制御盤は管理室に設けること。
 - iii ピット冠水時管制運転及び閉じ込め時リスタート運転については設置を検討すること。
- d 付加仕様としての車いす用は以下の機能を有すること。
かご内専用操作盤、かご内手すり、かご内鏡、かご内専用インジケーター、キックプレート、視覚障害者用装置
- e 人荷用は重量物運搬のため、かご内寸法間口 1,500×奥行 2,500mm、床補強(台車想定、500kg/4点)の要件とする。
- f 遮煙機能付き乗り場、遠隔監視・遠隔診断機能、自動放送装置は日本語及び英語の二か国語、インターホン親機は管理室に設置、かご内に防犯カメラを設置すること。(映像記録は⑮監視カメラ設備による)
- g リモートメンテナンス機能を設ける。接続先は事業者の提案による。
- h 内線電話を設置すること。

(7) 省エネルギー計画

1) 省エネルギーの目標設定

総合環境性能の高い建物として、名古屋市の建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)で A クラス以上の評価を得ること。それ以上の評価目標や、それ以外の評価指標等については、事業者の提案による。

2) 省エネルギー対策

環境負荷低減を図るため下記手法の導入について検討すること。

- ① 外皮断熱・日射遮蔽性能を有する外装デザイン。
- ② 建物周囲の緑地と連携した涼風を導入しやすい計画。
- ③ 眺望と負荷削減の効果を考慮した適切なガラス面積。
- ④ 機器の騒音を低減する方法。
- ⑤ 外気冷房、ナイトパーズが可能な空調システム及び太陽熱・太陽光利用、地中熱利用（アースチューブ等）などの自然エネルギー利用の手法
- ⑥ 自然採光・自然通風・昼光利用など。
- ⑦ その他、環境負荷の低減可能な手法及びエネルギー消費の低減可能な手法。

(8) 防犯・セキュリティ計画

1) 監視カメラ設備

- ① 監視カメラ設置場所は、建物外部（渡り廊下も含む）に通じるすべての出入口、エレベーターホール、エレベーターかご内を必須とし、その他必要な場所は事業者の提案とする。
- ② モニター設置場所は、本施設の管理室とし、録画装置は錠付きの収容箱に収めること。
- ③ 録画の仕様：解像度 460×480、画像レート 5fps 以上、30 日間保存できること。なお、録画についてはエレベーターの防犯カメラも対象とすること。

2) 入退室管理設備

- ① 本施設は、外部からの出入口に電気錠等のセキュリティを設けるが、階段部分には、原則としてセキュリティを設けないものとし（産学連携エリアのセキュリティゾーンは除く）、詳細については、【別表 1、2】、【資料 35】参考図による。
- ② 外部からの出入口等の施錠については、入退室管理設備カードリーダー及び電気錠（大学側が指定するシステム（タイプ B 準拠マルチタイプ（FeriCa 対応））とし、管理用にシリンダー錠も併設）を設置すること。
なお、避難用の屋外階段を設ける場合、外部に通じる出入口は電気錠とする。
- ③ 入退室管理設備（錠、IC カード（100 枚）とともに、管理・登録機器（センター装置）等、一切のシステム機器を含む。）を整備し、供用開始時のすべての設定（カードの登録等を含み、システムが使用できる状態をいう。）を行うこと。なお、供用開始後の、新規発行、権限変更、使用停止等に関する登録業務は、大学が行うものとする。
- ④ 入退室管理設備は、施設利用者の権限を容易に登録、削除できるものとする。権限は、階毎、エリア毎、部屋毎に設定できるものとする。
- ⑤ 利用者が過度なストレスを感じることなく、円滑に入退館や入退出ができるように配慮すること、また入退室者記録を行えること。
- ⑥ 入退室管理設備センター装置は、工学部守衛室（ES 総合館）設置し、各諸室の出入口等の施錠を遠隔にて操作できるようにすること。また、制御盤は設備スペース（EPS）に設置すること。
- ⑦ 次の箇所に IC カードリーダーを設置し、配管・配線及び電気錠の対応を行う。
ア 「教育研究棟」の外部との出入口扉、「福利厚生施設」に接続されるデッキ出

- 入口扉、「オークマ工作機械工学館」に接続される渡り廊下出入口扉。
- イ 「教育研究棟」産学連携室フロアのエレベーターホール及び階段室出入口扉、各産学連携室出入口扉。
 - ウ 特殊な諸室等の出入口扉。詳細は【別表 1、2】による。
 - エ センター装置及び電気錠制御盤の電源は、非常用電源回路とすること。

(9) その他留意事項

本施設に係る施設整備業務（ア 事前調査業務、イ 設計業務、ウ 建設工事・工事監理業務、エ 解体撤去業務 ※）の水準として、約 30 万円/m²（消費税を含まない）程度を目安とした施設整備を想定している。なお、上記は施設整備費相当の上限額を規定するものではなく、大学が想定する施設整備水準（要求水準）の目安を示すために参考として示すものである。

- ※ 上記費用の構成内容は、入札説明書 別紙「入札金額等の算定方法及びサービス購入費の支払い方法等」2. (1). 1) 基本的な考え方 に準じており、SPC 設立費用、ファイナンス経費、建中金利、法人税などその他の費用と割賦支払利息は含まれない。

2 施設毎の要求事項

(1) 教育研究棟

1) 基本要件

「教育研究棟」は、多目的講義室、実験室、研究室や産学連携室等様々な機能や大きさの諸室により構成される複合建築であり、高度な教育研究基盤の確保とともに研究横断領域相互の自然な交流を誘発し、研究者・職員らの休憩・リラックスができるスペースのある平面的、断面的な工夫のある建物として整備する。

2) 平面計画

① 共通

- ア 各研究領域の研究室及び実験室に加え、産学連携室により、本学の将来的な研究活動に対応し、絶えず最先端の研究環境を提供できる施設を目指して、研究活動の流動化、多様化及び変化に対応可能な柔軟性を持った計画とする。
- イ 各研究領域及び特殊な研究領域の研究室及び実験室など、多様な用途や大きさの諸室で構成されるため、各機能に対応できる計画とする。
- ウ 各階（フロア）内の交流を促す平面計画とし、エントランスロビーやラウンジにおいては、入居者全体の交流を促す計画とする。

② 低層階（1 階）

- ア 大型実験機器を用い、床耐力や機器の搬入動線等のため地盤階を必要とする実験室や、「オークマ工作機械工学館」と連携するものづくりスペース等を配置する。
- イ 工学的ものづくりにおける最先端と基礎の実験室が並置され、初めて学ぶ学生から企業まで幅広く集い交流するものづくり拠点であることを目指すためであり、そのためのデザインが求められる。

- ウ 地下鉄出入口からのアプローチや山手グリーンロードからの歩行者動線、建物内を南北に行き来できる動線を設ける。これは、高低差のある敷地を生かし立体的空間の魅力を作ると同時に、南北の接地階をスムーズにつなぎ、1階南側のドライエリアの機能とともに実験室の賑わいを視覚化し、実験動線と一般動線をうまく分離するためでもある。
- エ 地盤階を求める機能の割合が多い事により自ずと生み出される低層階屋上において、様々な位置に屋外デッキや屋上庭園をつくり、適宜中低木を配して豊かな屋外環境をつくる。これは、未来の都市のモデルとなるサステイナブルキャンパスを目指す名古屋大学にとって、緑豊かなオープンスペースを可能な限り確保するためのものであり、多様な人々の憩いの場となるデザインが求められる。
- オ 将来の更新や維持管理の容易性に配慮して機械室は地盤階に設置することが望ましい。

③ 低層階（2階）

- ア 多目的講義室や寄付施設、民間付帯施設（候補地A）等を設置する。
- イ 寄付施設は「学生の目に留まる位置へ配置する」という条件より、2階の主動線および北側交流広場側への動線が集まるところに配置する。ホール機能（寄付施設B）と学修支援機能（寄付施設C）を適度に分離し、各々の独立性を保ちつつ、双方一体としての運用も可能にすると同時に、学修支援スペースの周囲に学生が集まるように配置する。
- ウ 寄付施設B（ホール）は、特に天井高さが必要なため上階には部屋を配置せず、天井の計画の自由度を確保する。
- エ デッキにより「福利厚生棟」の2階（食堂）とつなげる。
- オ メインのエントランスは2階南側とし、エントランスロビーやラウンジを設けるとともに、1階同様に地下鉄出入口からのアプローチや山手グリーンロードからの歩行者動線、建物内を南北に行き来できる動線を設ける。これは、ES総合館、NIC、IB電子情報館など本施設が参照すべき既存建築においていずれも、通り抜け空間としてのエントランスホールを持ち、それが産学官および学内異分野の交流空間として極めて有効に働いているためであり、工学系エリアの建築集合体のリンケージ（結節）といえる重要な要素になっているためである。
- カ 意匠、利便性を考慮した自動販売機設置スペース及び電源コンセントを設けること。なお、自動販売機本体は大学が設置するものとする。

④ 中層階（3階）

- ア マイクロ・ナノ機械理工学と物質科学工学のセンター機能や創造工学センター等の他、寄付施設Aを設置する。
- イ 寄付施設は、ホールおよび隣接するホワイエにより構成し、屋上庭園の中にある独立棟のような雰囲気づくりとする。これにより、寄付施設としての存在感を示すとともに、屋外および屋内からの特別なアプローチとすることで魅力的なシークエンスを作り出す。
- ウ 「福利厚生棟」の3階に民間付帯施設（候補地C）を設ける場合は、当該フロアと渡り廊下にて接続することを可能とするが、当該渡り廊下の整備は、

民間付帯施設事業側で行うものとする。

⑤ 中層階・高層階

- ア マイクロ・ナノ機械理工学と物質科学工学の実験室と研究室で構成する基準階とする。
- イ 各階共用部にオープンなミーティングスペースやスタジオを置く。これは必要に応じて事務室機能にも活用される。また、吹抜けを設ける等、共用部の豊かな空間や各階相互の空間的な連続性をつくる工夫を行うこと。
- ウ 教育研究の拠点施設にふさわしい雰囲気のある計画とすること。

⑥ 高層階

- ア 主に産学連携室により構成する。100 m²程度を単位とした研究、実験室を並べるとともに、ガラス張りのスタジオや給湯コーナーなどの工夫により、連携交流を促し企業が入居に興味を示す様な共用部の豊かさも求められる。
- イ 産学連携室は、特にセキュリティの確保が重要なため、上階に配置する。

3) 諸室別の建築・設備の要件

各エリアの用途や補足事項等を以下に示す。また、主要な各エリアの室数・面積等の一般事項及び内装や設備等の事項については、【別表 1、2】による。

<共通諸室等>

① 廊下等

- ア 廊下と居室との間の扉を防火戸としないように防火区画を計画すること。扉、袖等にガラス等を使い、内外の視覚的關係を保つこと。主要廊下の有効幅は2.2m以上とすること。
- イ 極力外気と接する部分のある廊下とすること。当該部分には開口部を設け、通風、採光を確保するなど、極力閉塞感を感じさせない廊下の計画とすること。
- ウ 居室内の音が、廊下に漏れないよう遮音に配慮すること。
- エ 消火器は、壁面隠蔽型の専用箱に収納することとし、消火器収納箱や屋内消火栓については表示サイン含めデザインにも配慮すること。なお、消火器本体は、大学が設置する。
- オ 研究成果の展示等ができるように研究室、実験室等の廊下壁面にはピクチャーレールを配置すること。
- カ 廊下は、設備更新時等に容易に対応できる天井材・天井計画とすること。

② 屋内階段

- ア 屋内階段は、可能な限り自然採光が得られる部分に配置すること。避難階段の出入口は常時開とする。ただし、9階、10階の産学連携のセキュリティが特に必要な階においては、常時閉鎖式とし、カードリーダー等を設置すること。
- イ 屋内階段の手すりには点字表記を設置すること。

③ トイレ（男子、女子、多目的トイレ）

- ア トイレについては設置階の利用者の人数と利用特性に応じた便器・手洗器の個数を適宜設置すること。
- イ 車いす利用者、障がい者、子ども連れ、LGBT等に対応した多目的トイレ（だれでもトイレ）を2階と3階にそれぞれ1箇所以上設けること。その他の階

については提案による。多目的トイレ（だれでもトイレ）に設ける設備、仕様は、第2章1(6)4)⑥衛生器具設備による。

ウ トイレは、臭いが滞留せず、また掃除しやすい工夫を行う等、利用者の快適性の向上に配慮すること。

エ 女子トイレは、覗き見等の犯罪行為が発生しにくく、対処しやすい構造とすること。ドア部分以外は、ブースの上端、下端ともそれぞれ、床又は天井仕上げ材との間に隙間をつくらないこと。パウダー用カウンター・鏡等を適宜設けること。

④ ゴミ置場

各階に1箇所以上、ゴミ置場（各階ゴミ集積スペース）を整備すること。各階ゴミ置場は一般廃棄物（可燃ゴミ、資源ゴミ（ビン・カン・PETボトル・古紙類））を扱うものとし、分別集積が可能となるよう区分けすること。なお、ゴミ箱は大学支給とする。

⑤ リフレッシュコーナー

リフレッシュコーナーは、各フロアのコミュニケーション（談話や懇談）の場として、あるいは会議やゼミの場として多様な使われ方を想定している。開放的でコミュニケーションの核となるスペースとなるように計画すること。

⑥ エントランス

ア 出入口はバリアフリーを考慮した仕様とし、スロープ、自動ドア、視覚障がい者誘導用点字ブロック（建物前からEVまで）を設けること。スロープは両側に手すりを設置し、スロープの前後には明度差をつけること。

イ 風除室に内線電話を設けること。

ウ 出入口に監視カメラを設置し、管理室で監視カメラにより来訪者を確認、録画することができ、かつ、管理室より電気錠を解錠できること。

エ 傘立てや泥落とし床マット等、建物内に雨水・泥等が入ることを防ぐための設備を、機能性とデザイン面に配慮し設置すること。

⑦ エントランスホール

ア 休憩やコミュニケーションの場とするとともに、研究成果の展示を行う場として整備し、最先端研究を支える施設にふさわしい場とすること。

イ 災害時の一時的な避難施設としての付加機能も想定されるため、非常用コンセントを適宜設けること。設置個所数は事業者の提案による。

⑧ 設備室等

ア 点検のため、設備室には建物出入口とは別に直接至る経路を設けること。

イ 機器の更新のため、機器の搬入経路を設けること。

ウ EPS・PS等は廊下から点検できる箇所に設けるものとし、施錠を行うこと。

<教育研究施設諸室>

⑨ 多目的講義室

ア 多目的講義室は、講義型授業（PC利用講義にも対応）やアクティブラーニング型授業に利用する。

イ 床は平らとすること。（本事業とは別に、大学にて可動機及びイスを設置する）

ウ 照明設備は調光制御も行うこと。

- エ 収容人員が同時利用可能な無線によるネットワーク環境とすること。また、PC 充電コンセントを 25 m²あたり 2 箇所用意すること。
- オ 映像音響設備（プロジェクター（HDMI）・電動スクリーン、天井吊下モニター・ワイヤレスマイク・AV 収容ラック・電動ブラインド・電動カーテン）の設置は事業対象外とし、これらの設備が設置できるように、スクリーン等ボックス、天井吊りアンカー、電源設備等を設置すること。なお、設置箇所は講義室分割後の小部屋毎に設けることとする。
- カ 自然採光、自然換気ができるよう窓を設けること。
- キ 白板（上げ下げ W4500×H1800 以上）、掲示板等を設置すること。白板灯を設置すること。
- ク 多目的講義室を様々な用途、場面で活用できるよう、複数の部屋に分割間仕切りできるようにすること。分割数は 2～4 分割とし、さらにローパーティションなどで緩やかな細分割も可能なことが望ましい。これにより、なるべくフレキシビリティの高い講義室を目指す、分割後も利用し易い形状や機能かつ利用者の導線を十分に考慮した上で、事業者の提案とする。

⑩ 研究室

- ア 研究室の標準仕様は【資料 30】による。各研究室は標準仕様を満たすとともに、【別表 2】の特殊条件等に示す仕様を満たすこと。なお、【別表 2】を示さない研究室については、標準仕様による整備とする。
- イ 研究室は、1 ユニットあたり 25 m²程度を基準とし、短辺を W=3,600 mm 以上を確保すること。
- ウ 研究室は、電気設備、空調換気設備等について、将来的な間仕切りの変更後においても、必要な箇所に容易に供給できるように 1 ユニット毎に 1 箇所のスイッチ類・防災系統にするなどの措置を講ずること。
- エ 可能な限りフレキシブルに設備や間仕切りの変更ができる構造とすること。
- オ 照明用熱線センサーを 1 ユニット毎に 1 箇所設置すること。
- カ コンセントは、最低 1 ユニット毎に 2 口接地極付コンセントを 2 つ、4 個口接地極付コンセントを 2 つ設置し、均等に配置すること。【別表 1、2】を満たすこと。
- キ 研究室コンセント回路の容量については、【別表 1、2】を満たすとともに、予備遮断器は、実装数の 20% 以上、将来用予備スペースを見込むこと。
- ク 実験機器を設置しない研究室については、ホーム分電盤も可とする。
- ケ 研究室のレイアウト変更に対応できるように、ライティングダクトやケーブルラック等を天井下に設け、コンセントや LAN ケーブルなど 2 次側配線を容易に敷設できるようにすること。
- コ 電話及び情報コンセントは、最低 1 ユニット毎に 1 箇所ずつとし、【別表 1、2】を満たすこと。
- サ 研究室の廊下に面する出入口の扉は高さ 2.1m、有効開口幅 1.2m 以上の親子開き戸とし、その他の出入口の建具は、有効開口幅 0.9m 以上の片開き戸とし、原則内開きとすること。

⑪ 実験室

- ア 実験室の標準仕様は【資料 30】による。各実験室は標準仕様を満たすとともに、【別表 2】の特殊条件等に示す仕様を満たすこと。なお、【別表 2】を示さない実験室については、標準仕様による整備とする。
- イ 実験室は、1 ユニットあたり 40 m²程度を基準とする。
- ウ 実験室には、避難に配慮し、廊下に面した出入口 1 箇所を含む 2 箇所以上の出入口を設けること。廊下から奥まった実験室など、廊下に面した出入口が設置困難な場合は、2 箇所のうち 1 箇所の出入口は廊下に面した出入口を有する実験室に、残りの 1 箇所はその他の隣室に設けることを可能とする。
- エ 実験室の廊下に面する出入口の建具は、有効開口幅 1.8m 以上の両開き戸（原則、内開き）とし、その他の出入口の建具は、有効開口幅 0.9m 以上の片開き戸とする。
- オ 実験室は、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備等について、将来的な間仕切りの変更後においても、必要な箇所に容易に供給できるように 1 ユニット毎に 1 箇所のスイッチ類、バルブ類、防災系統にするなどの措置を講ずること。
- カ 上下階に影響を及ぼすことなく設備や将来的な間仕切りの変更ができる構造とするため、供給系統（給水・ガス・排気・電気）のシャフト及びダクト類を外部メカニカルデッキ（設備バルコニー）、若しくは実験室の廊下等共用部に計画すること。
- キ 実験室の排気装置の制御方法は、排気量と同じ量の外気を自動的に給気するシステムにより各室内の静圧を常に一定に保つこと。また、実験用排気装置の排気相当分の外気導入については、温湿度及び陰陽圧の調整を行うこと。該当諸室は、【別表 1、2】を参照すること。
- ク 計測や実験を行うため、空調機等の振動に影響されない程度の床の性能を保つこと。（なお、精密実験機器等の振動制御については、振動制御は機器設置時に架台側で対処する考えであることから、建物本体（躯体）での振動制御は必須ではないが、【別表 2】にて精密測定・実験等を実施する部屋においては、振動シミュレーションを事前に必ず実施し、要求される水準を満たすよう対策を行うこと。）
- ケ 水漏れ、騒音、振動、臭気、粉塵、その他安全・衛生面に十分配慮すること。
- コ 実験室のコンセント回路は、【別表 1、2】を満たすとともに、予備遮断器は実装数の 20%以上、将来用予備スペースを見込むこと。なお、単独での消費電力が 1000VA 以上の機器及び実験台ユニットへ供給する電源は、それぞれ単独回路とすること。
- サ 照明用熱線センサーを 1 ユニット毎に 2 箇所設置すること。
- シ コンセントは、1 ユニット毎に四隅に 2 口接地極付コンセント及び 4 口接地極付コンセントを 2 つずつ設置し、ケーブルラック上に均一に 2 口接地極付コンセントを 6 つ設置すること。
- ス 電話及び情報コンセントは、1 ユニット毎にケーブルラック上へ 1 つずつ設置すること。
- セ ケーブルラックを天井下に廊下側及び両側（室内日の字型、2 ユニット以上に及ぶ室については、ユニットごとに設け、それぞれを接続すること）に設

け、コンセントや LAN ケーブルなど 2 次側配線を敷設できるようにすること。

【別表 1、2】に示す機器とケーブルラックが干渉する際は、適宜配慮すること。

- ソ 給排水設備として床バンネを 1 ユニット毎に 3 箇所設置し、ステンレス製床バンネ内に給水バルブ 20A、排水口 50A（ねじ接続が可能な形状）、トラップ付き排水目皿を用意すること。
- タ 清浄度クラス 10,000 のクリーンルームには、エアシャワー及び前室（更衣室）を設置すること。

<産学連携諸室>

⑫ 産学連携室

- ア 産学連携室は、高層階（参考図では 9 階及び 10 階）に配置し、100 m²程度/室を単位とし計 10 室により構成し、うち 6 室を実験室、4 室を研究室として設ける。学内に分散配置されている産学連携室をできる限り集約整備することで、高効率な運用や機能向上を目指すものである。
- イ 各階にスタジオや給湯コーナー設け会議や交流の場として利用する。
- ウ 産学連携室及びスタジオで構成される部分は、エレベーター、トイレ等の共用部とはセキュリティ管理ができるよう区画し、かつ全ての産学連携室出入口についてもセキュリティ管理ができること。なお、産学連携室及びスタジオで構成される区画の出入口には、各産学連携室とのインターホンを設置し、各産学連携室から電気錠の解錠ができるシステムを構築すること。
- エ 共用廊下の一隅には、コミュニケーション（談話や懇談）、休憩等が可能な給湯コーナーやラウンジを設け、会議等多様な使い方ができるスタジオといった開放的なスペースを設けること。
- オ 産学連携室間やその他の部屋との界壁は、各利用者の研究内容等の情報の守秘に配慮し、遮音性能 D-50（日本建築学会「建築物の遮音性能基準と設計指針」）の防音仕様とする。また設備ダクト等は基本的に界壁を貫通しないこと。
- カ 廊下と居室との間は、欄間、扉、袖等にガラス等を使い、内外の視覚的關係を保てるつくりとし、かつ利用者の使い方によりブラインド等でコントロールできるつくりとすること。
- キ 実験室は、ドラフトチャンバーの排気ダクトが 2 本以上、敷設できる設備スペースを確保すること。
- ク 各部屋の分電盤の主幹は、単相・三相共に一律 100AT とすること。
- ケ その他について【別表 1、2】による他、⑩ 研究室のア～エ、⑪ 実験室のア～クに順ずること。

<寄附施設諸室>

⑬ 寄附施設 A（ホール）

- ア 90 名以上を収容できるホールと隣接してホワイエを配置する。
- イ 本体建物からのアプローチは、連続性のある屋根等を設けることにより雨を

しのげるつくりとする。(ホワイエ手前のアプローチスペースは、講演の受付等の利用を想定)

- ウ ホールにはホワイエを介して入り、ホワイエは、ホールの前室機能だけでなく、人々が交流出来るサロンの役割も持たせたつくりとする。
- エ ホール・ホワイエともに先進的なイメージとなる内装とし、仕上げ材には可能な限り県産材(木材・石材等)を使用する。
- オ ホワイエ出入口付近に寄付施設であることがわかる室名サインを設置する。
- カ ホールについては、以下の仕様とする。
 - a 床は平らとすること。(本事業とは別に、机及び収納テーブル・コンセント付のホール椅子を設置)
 - b 照明設備は調光制御も行うこと。
 - c 収容人員が同時利用可能な無線によるネットワーク環境とすること。
 - d 映像音響設備(プロジェクター(HDMI)・電動スクリーン、天井吊下モニター・ワイヤレスマイク・AV 収容ラック・電動ブラインド・電動カーテン)の設置は事業対象外とし、これらの設備が設置できるように、スクリーン等ボックス、天井吊りアンカー、電源設備等を設置すること。
 - e 車いす用の聴講スペースを設けること。
 - f 白板(W4500×H1200以上)を設置すること。白板灯を設置すること。

⑭ 寄附施設B(ホール)・寄附施設C(学修支援スペース)

- ア 寄附施設Bは200名以上を収容できるホール、寄附施設Cは学修支援スペースとする。寄附施設Bと寄附施設Cは、2階に設置し、エントランスロビーから「福利厚生棟」に抜ける主動線を挟む場所に配置すること。
- イ ホールは日本的な雰囲気とモダンな雰囲気を合わせ持った内装とし、仕上げ材には可能な限り県産材(木材・石材等)を使用する。
- ウ 学修支援スペースは活気あふれる雰囲気を持った内装とし、学生がグループ学習・自学自習ともに利用しやすいつくりとする。
- エ 学修支援スペースは、エントランスホール側はガラスを基調とした間仕切り・扉とする。
- オ ホール及び学修支援スペースの出入口付近に寄付施設であることがわかる室名サインを設置する。
- カ ホールについては、以下の仕様とする。
 - a 床は階段状とすること。(本事業とは別に、机及び収納テーブル・コンセント付のホール椅子を設置)
 - b 照明設備は調光制御も行うこと。
 - c 収容人員が同時利用可能な無線によるネットワーク環境とすること。
 - d 映像音響設備(プロジェクター(HDMI)・電動スクリーン、天井吊下モニター・ワイヤレスマイク・AV 収容ラック・電動ブラインド・電動カーテン)の設置は事業対象外とし、これらの設備が設置できるように、スクリーン等ボックス、天井吊りアンカー、電源設備等を設置すること。
 - e 車いす用の聴講スペースを設けること。
 - f 白板(上げ下げ W4500×H1800以上)等を設置すること。なお、白板は収

納式とし、白板灯を設置すること。

キ 学修支援スペースについては、以下の仕様とする。

- a パソコンが使用できる環境（無線 LAN およびコンセントの設置）とすること。
- b 映像音響設備（プロジェクター（HDMI）・電動スクリーン、天井吊下モニター・ワイヤレスマイク・AV 収納ラック・電動ブラインド・電動カーテン）の設置は事業対象外とし、これらの設備が設置できるように、スクリーン等ボックス、天井吊りアンカー、電源設備等を設置すること。

4) その他の補足事項

① 安全対策

- ア 吹抜やバルコニー等を設ける場合は、手摺デザインや下からの視線制御等も踏まえつつ落下防止に十分配慮した計画とすること。
- イ 原則として、研究領域の実験室・研究室等には、什器・実験器具等の転倒防止を目的として、開口部分以外のすべての壁面の適切な高さに 1 列、転倒防止用金具を取り付けるための下地補強を巡らすこと。詳細は、「名古屋大学家具安全対策ガイドライン」、「名古屋大学実験機器地震対策ガイドライン」によること。また、床面へのアンカーボルトの後施工が困難となる構造とする場合は、施工時にアンカーボルトを一定間隔で埋め込むなどの計画とすること。
- ウ 緊急シャワー・洗眼器はアルコーブ状の部分など適所に配置すること。設置箇所数は、各階に 1 箇所以上とする。

② その他

- ア 各諸室の窓（廊下側のガラススクリーン等も含む。）のブラインド又はロールスクリーン等の設置は事業対象外とする。
- イ 諸室間及び諸室と廊下との界壁は、遮音性に配慮した仕様（間仕切り壁のボードは天井内のスラブ下部まで設置）とすること。廊下側の扉は、原則として、開き戸とし、ガラス入り扉や廊下側ガラス窓を採用するなど室内と廊下の視認性を十分確保すること。
- ウ 各諸室の詳細は【別表 1、2】により、工事区分は【資料 20】工事区分表によること。

(2) 福利厚生棟

1) 基本要件

- ① 「福利厚生棟」は老朽化、狭隘化している北部厚生会館に入居している大学生協機能を移転し、機能向上するとともに、民間付帯施設との複合化による利便性の向上や相乗効果を目指すものである。また前面の交流広場との一体的利用など、多様な展開による活性化も期待している。
- ② 「教育研究棟」の 2 階とはデッキでつなげ、混雑時における利用者のたまりのスペースとして活用するとともに、1 階のデッキ下を利用して雨天でも行き来しやすい動線を設けること。
- ③ 大学生協と民間付帯施設の管理運営者が異なることや、運営時間が異なることに配慮し、セキュリティ区画の計画、避難動線の計画を行うこと。

2) 平面計画

- ① 「福利厚生棟」の1階は、大学生協の物販売場、テイクアウトコーナーや客注品・資材倉庫、日販品・食品倉庫、作業室、更衣室・休憩室、事務室・保管室、トイレ等及び民間付帯施設（候補地B）により構成される。
- ② 1階のトイレは、「福利厚生棟」の利用者を対象としており、男女別のトイレと最低1つは多目的トイレ（だれでもトイレ）を設けること。
- ③ 物販売場にはエントランスホール（風除室を兼ねる）を介して入り、物販売場とエントランスホールの間はガラス張り等で区切り見通しがよいつくりとする。
- ④ 山手グリーンロードからの歩行者動線、「教育研究棟」との動線を設ける。山手グリーンロード歩道の既存の石垣を利用者動線として部分的に撤去することは可能とする。
- ⑤ 「福利厚生棟」の2階は、大学生協の食堂ホール、厨房、洗浄室、倉庫、冷凍・冷蔵室、食材搬入用の人荷用昇降機、事務室、更衣室・休憩室、厨房、トイレ等により構成される。
- ⑥ 2階のトイレは従業員専用トイレとし、男女1つずつ設けること。
- ⑦ 食堂の利用者が、入口から配膳エリア、精算エリア、食堂ホール、食器返却エリアを介し出口までが一方通行となる動線計画とすること。
- ⑧ 法令上やむを得ず食堂ホールから直接避難する屋外避難階段等を設ける必要がある場合は、常時は利用しないものとし、防犯上、維持管理上に配慮した計画とする。また、極力食堂運営に支障の無い配置とすること。
- ⑨ 食堂は山手グリーンロード側にも窓を設け、賑わいを見せる。
- ⑩ デッキにより「教育研究棟」の2階とつなげる。デッキには交流広場と直接行き来できる屋外外段を設けること。
- ⑪ 「福利厚生棟」の3階は、民間付帯施設の候補地Cとする。屋根部分は、屋上庭園やデッキを設け、利用者の交流、休憩スペースとして利用することなどを検討し、山手グリーンロード側にも賑わいが表出し、工学部の新しい顔の表情の一部となることを期待する。
- ⑫ 物品や食材の搬入口、厨芥の搬出口は、特にねずみや衛生害虫の進入を防ぐ等、衛生面に配慮すること。
- ⑬ 「福利厚生棟」の東側は、「オークマ工作機械工学館」への車両による物品等搬入動線として確保すること。
- ⑭ 建物の平面形状はキャンパス内の建物を統一するXYの直行軸と、これに斜めに交差する山手グリーンロードに合わせた形とし、「教育研究棟」とL字型の配置とする。

3) 諸室別の建築・設備の要件

各エリアの用途や補足事項等を以下に示す。また、主要な各エリアの室数・面積等の一般事項及び内装や設備等の事項については、【別表1、2】による。

① 物販売場等

ア 物販売場は、売店ホールとして利用するものとし、販売コーナー（食品、菓子、デザート、文具・日用品、雑誌、企画・季節品、学章品、専門商品）、精算コーナー、旅行コーナー、共済組合コーナーを設け、レジ、カウンター、冷蔵ショーケース、陳列棚を設置する。なお、これらの什器等の設置は工事範囲外とする。

イ テイクアウトコーナーは、内製弁当やホットスナックの製造と対面販売を行うことに利用する。交流広場に面した側に外部から直接的に販売(弁当等)できようカウンター等を設置する。

ウ 上記の他に倉庫や従事者控室等(事務室、更衣室、休憩室)を設置する。

② 食堂

ア 食堂には、400名以上を収容できる客席ホールや精算コーナーを設置する。

イ パーティ・懇親会に使用することを想定しているため、パーティション等で間仕切れるようにするなど、通常の営業とこれらの臨時使用が両立可能な施設計画とすること。

ウ 映像音響設備(プロジェクター(HDMI)・電動スクリーン、天井吊下モニター・ワイヤレスマイク・AV収容ラック・電動ブラインド・電動カーテン)の設置は事業対象外とし、これらの設備が設置できるように、スクリーン等ボックス、天井吊りアンカー、電源設備等を設置すること。

エ 食事時間帯以外においても、学生の憩いの場となるよう雰囲気のある計画とすること。

③ 厨房等

ア 厨房とともに洗浄室、倉庫、従事者控室等(事務室、更衣室、休憩室等)を設置できるスペースを整備する。

イ 厨房はHACCAPに沿った衛生管理制度に対応すること。詳細は、【資料33】を参照すること。

ウ 厨房の作業環境として、床に水が落ちない構造の施設・設備、厨房器具等を使用することとし、床が乾いた状態で作業するドライ方式を採用する。

エ 厨房換気は原則として機械換気(第一種換気)とし、燃焼器具には排ガスを捕集できるフードを設ける。又、油性の排気に用いるフードには、着脱容易なグリースフィルターを設ける。

オ 厨房給排気は、給排気バランスを適正に保持し、適切な処理後給気及び排気を行う。

カ 厨房排水については、グリーストラップを設置する。

キ 各厨房機器の設置位置付近に電源用手元開閉器または電源コンセントを設けること。詳細は【別表2】による。

ク 水漏れ、騒音、振動、臭気、粉塵、その他安全・衛生面に十分配慮すること。

4) その他の補足事項

① その他

ア 「福利厚生棟」は、物販売場や厨房等への荷物の搬入動線に配慮する。2階厨房への荷物を搬入するため、人荷用エレベーターを設置する。

イ 「福利厚生棟」の建物外部に通じるすべての出入り口には防犯のためシャッター(手動可)を設置する。

ウ 「福利厚生棟」の電気使用量は、大学生協部分、共用部分、民間付帯施設部分別に計量が行えることとする。

エ 「福利厚生棟」の給水系統は市水、井水の2系統とし、それぞれ計量が行えることとする。大学生協部分、共用部分、民間付帯施設部分別に使用量の計量が行えることとする。

オ 「福利厚生棟」のガスメーターは、大学管轄外メーターを設置し別計量とすること。大学生協部分、民間付帯施設部分（ガス使用がある場合）別に計量が行えることとする。

また【資料 33】大学生協図面、仕様書の機能を満足させる外壁、外部建具、屋根、外部建具、内壁、内部建具、床、壁、天井仕上げ、空調設備、照明設備、設備1次側配管・配線、分電盤等、法規上必要な消防設備、エレベーターを計画すること。なお、詳細は【別表 1、2】により、工事区分は【資料 20】工事区分表によること。

(3) 外構

1) 基本要件

建築設計基準及び構内舗装・排水設計基準（ともに国土交通省大臣官房官庁営繕部の最新版を参考に、機能性・安全性・環境保全性に配慮して、以下の外構施設を計画すること。

また、大学では、野依記念物質科学研究館から ES 総合館を結ぶ通りをノーベルロード（仮称）と称し、整備を進めてきたが、大学の発展と独創的な教育・研究の象徴であるため、本事業においてこれを本施設の前を通って赤崎記念研究館に向けて延長し、整備すること。

事業者は、これを踏まえた交流広場のつくりや、構内通路の空間的な連続性のある提案をすること。

2) 交流広場

- ① 本施設の北側の周囲の建物群に囲まれた場所に交流広場を設けること。
- ② 交流広場は、地区計画の「教育研究地区 (B)」で不足している緑地面積を確保するとともに、グリーンベルト北側エリアの中心となるオープンなパブリックスペースを確保するものであり、学生、研究者らの交流、休憩場所となるものである。
- ③ 交流広場の地盤レベルは、「研究教育棟」や「福利厚生棟」、道路の歩道レベルとの関係性に配慮して相互に行き来し易い設定とすること。
- ④ 大学生協との一体的利用（飲食等）やイベントの開催場所や音楽系サークル等の練習場所としての機能も想定し、一部に屋根のある場所や、テーブル、ベンチなどを配置する。
- ⑤ イベント用の屋外電源盤を設けること。
- ⑥ イベント用の給水設備を、衛生管理ができる位置に設けること。

3) 駐車場

- ① 「福利厚生棟」北側に 10 台以上の大学生協が利用するサービス用駐車場（屋外平面駐車）を設置すること。（原則、民間付帯施設事業にて利用することを認めない）
- ② 駐車スペースは 5,000mm×2,500mm を基本とする。
- ③ 駐車区画線、矢印及び停止線等、路面表示を適切に行い 1 台毎に車止めを設置すること。
- ④ 用途に応じた外灯（照明）、防犯カメラ、維持管理用コンセント、給水を適宜設

けること。

- ⑤ 「教育研究棟」に機器搬出入用の駐車スペースを設置すること。
- ⑥ 民間付帯施設に必要なサービス車両等の駐車場は、必要に応じて設置すること。

4) 駐輪場

「機械学科実験棟」の取り壊し跡地等に 200 台以上（内 20 台はサドルスタンドを設置）の駐輪場を設置する。また、照明設備を設置すること。

5) 構内通路等

- ① 本事業で整備する駐車場、駐輪場及び廃棄物置場等へのアクセス用、本施設の維持管理及び運營業務用、本施設へのサービス用等の構内道路を設置すること。当該構内道路の幅員は 4.0m 以上、歩道は適宜設置すること。歩道はインターロッキング舗装とする。具体的な動線計画は【資料 35】参考図による。
- ② 本施設東側の山手グリーンロードより「福利厚生棟」までを接続するアクセス通路を整備すること。当該アクセス通路の幅員は車道 4.0m 以上とすること。具体的な動線計画は【資料 35】参考図による。
- ③ 「オークマ工作機械工学館」、本施設の南側を通り、工学部 2 号館前で右折し、赤崎記念研究館に至る既設構内道路を再整備し、野依記念物質科学研究館から ES 総合館を結ぶノーベルロード（仮称）を延長する。本ノーベルロード（仮称）は将来的には歩行者専用道路または歩行者優先道路として運用する予定であり、それに相応しい計画とすること。特に、舗装の仕上げや外灯計画等は、既に整備済みのノーベルロード（仮称）との連続性には十分配慮すること。また、歩行者を優先した道路を想定しているが、搬入車両等のサービス車両の通行も頻繁にあるため、大型車両の通行に耐えうる仕様とすること。具体的な動線計画は【資料 35】参考図による。
- ④ 車道は、安全性を確保するため、カーブ部に十分な車路の幅員を確保するとともに、見通しを良くして死角を無くすように努め、必要に応じてカーブミラーを設置すること。
- ⑤ 通路は、緊急車両や機器搬入の重機等の車両の通行により沈下、不陸及び段差等が生じない構造で、車両が無理なく通行できる車路幅を確保し、舗装面への白線引きや案内標識等を適宜計画すること。
- ⑥ 舗装は透水性とするなど、雨水流出抑制に配慮すること。
- ⑦ 名古屋大学東山団地地区計画で定められた「キャンパス散策路」を整備すること。幅員は 2.0m 以上とし、利用者が安全に通行できるものとする。具体的な動線計画は【資料 35】参考図によるが、詳細については、名古屋市都市計画課と協議の上、位置・仕様等を決定すること。

6) 緑地、植栽等

- ① 地区計画の緑化率を考慮し、なるべく多くの緑地面積を確保すること。
- ② 既存樹木はなるべく保存するものとするが、工事に伴い撤去が必要な樹木はこの限りではない。ただし、記念樹木等の大学の象徴となっている樹木は保存するものとし、該当樹木は【資料 38】既存植栽図面による。なお、既存樹木を再利用する場合の工事期間中の仮移植先は、大学と協議の上、決定する。
- ③ 植樹等の緑地計画は、CMP2016 に沿った計画とすること。
- ④ 山手グリーンロード沿いの敷地境界は、既存の樹木をなるべく活用するとともに

に、新植等を行い、街路樹を中心とした緑溢れる空間とすること。また、既存石垣についても原則保存するものとするが、福利厚生施設や民間付帯施設へのアプローチ動線等、部分的に撤去することは可能とする。

7) 廃棄物集積所等

- ① 「教育研究棟」北側または西側に隣接した場所に、各階ゴミ置場に集積したゴミを回収し集積する廃棄物集積所を設置するスペースを確保すること。
- ② 「福利厚生棟」北側に隣接した場所に、大学生協用の廃棄物集積所等を設置するスペースを確保すること。
- ③ 「教育研究棟」及び「福利厚生棟」の廃棄物集積所のゴミ庫は大学（大学生協）が設置する。
- ④ 民間付帯施設に必要な廃棄物集積所等は事業者の提案とする。設置位置は、意匠上の配慮を行うとともに、サービス車両動線を考慮して検討すること。なお、「教育研究棟」及び「福利厚生棟」の廃棄物集積所と兼用することは不可とする。

8) 共同溝

既設共同溝から「福利厚生棟」の地下ピットまで共同溝を設ける。詳細は【資料 19】を参照すること。

9) 擁壁、法面保護、階段等

本施設の整備に伴って必要となる、擁壁、法面保護、階段等を設置すること。なお、擁壁については、安全性を確保しつつ、過大な構造とならないよう工夫すること。

10) 雨水排水

交流広場、駐車場、駐輪場、車寄せ、連絡通路等、構内通路、舗装、緑地、植栽等、廃棄物置場等、擁壁、法面、階段等の雨水排水を設置する。グレーチング等排水側溝の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨等が落ちにくいよう配慮すること。

11) 囲障、屋外サイン、外灯等

本施設の整備に伴って必要となる、囲障、屋外サイン、外灯等を設置すること。なお、これらのデザインについては、東山キャンパス全体との調和に配慮すること。また屋外サインについては、本事業に伴い変更が必要となる既存の全学案内サイン（8箇所）、矢印サイン等の表示内容の変更、更新等を行うものとする。

12) 消防用水、散水設備等

本施設の整備に伴って必要となる、消防用水、散水設備等を設置する。

3 本施設の施設整備業務に係る事前調査業務

(1) 地質調査等

本学が示す「【資料 4】地盤調査報告書」以外に、事業者が本施設の整備業務に必要と判断した場合は、事業者が地盤調査を行うこと。

(2) 土壌汚染調査

- 1) 事業者は、大学が事前調査として2018年7月に実施した「【資料 24】土壌履歴調査結果報告書」を参考に、「3,000㎡以上の土地の形質の変更に係る届出・報告の手引き（名古屋市）」に基づき、事業場所の土壌について概況の調査を行い大学に調査報告書を提出すること。
- 2) 概況調査の結果、土壌の汚染があり、または汚染のおそれがあると認められた場合は、詳細調査を行い、汚染対策（汚染土壌の掘削による土壌汚染の除去）を講

じること。なお、大学が実施した事前調査により、2,315 m²の汚染を想定しているが、最終的な数量については、事業者による詳細調査において確定とする。確定した数量と大学が想定した数量とに相違がある場合は、大学担当者と協議すること。

(3) 測量調査

本学が示す「【資料3】敷地測量概要図」以外に、設計・各種申請に際しては、必要な範囲について敷地平面・高低、工作物の測量を実施すること。

(4) 周辺施設影響調査

大学及び近隣住民の安全や財産に対する工事上の影響を防止し、本事業の円滑な遂行を図ること。調査実施にあたっては、以下に示す内容のほか、事業者の責任において、対策範囲、対策方法を選定し、適切に対応すること。

- 1) 騒音、振動
- 2) 臭気
- 3) 埃
- 4) 濁水
- 5) 風
- 6) 車両通行
- 7) 歩行者交通
- 8) 上記1)から7)のほか、各工事に関連して必要と判断される調査等

(5) テレビ電波障害調査

本施設の整備に伴い、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（以下「中高層条例」という。）に基づきテレビ電波障害の対策を行うこと。

- 1) 基本設計完了時までには障害発生範囲の想定を行い確認すること。
- 2) 着工前及び本施設の完成時に各種データを計測するとともに、本施設の影響により新たに障害が発生した場合は、中高層条例に基づき、関係する住民、行政と協議の上、適切な対策を行うこと。

(6) その他

その他、施設整備に必要な事前調査業務を行うこと。なお、本事業範囲周辺は「周知の埋蔵文化財包蔵地」ではないため、事前の埋蔵文化財調査は不要と考えられる。

4 本施設の施設整備業務に係る設計業務

(1) 総則

- 1) 設計の範囲は、本事業に関するすべての工事とすること。
- 2) 事業者は、契約後速やかに大学が提示した要求水準及び事業者の提案に基づき基本設計を行い、定期又は随時に、業務の進捗状況及び内容について、大学に報告しなければならない。基本設計完了後、大学の確認を得て実施設計に着手すること。
- 3) 事業者は、実施設計の着手後、定期又は随時に、業務の進捗状況及び内容について、大学に報告すること。
- 4) 事業者は、実施設計完了時に、その設計内容が大学の提示した要求水準及び事業者の提案に規定した水準書等に適合していることを大学へ報告すること。
- 5) 大学は実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案

の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。

- 6) 大学からの設計変更の申し出により、工期及び費用の変更を伴う場合には、大学と事業者との協議により変更内容等を決定するものとする。
- 7) 基本設計及び実施設計完了時には、事前に大学に提出し、大学の確認期間を確保する。なお、確認期間については、大学との協議によるものとする。
- 8) 設計段階においても、近隣住民に対して、計画の説明を実施する等の配慮をすること。

(2) 要求水準

- 1) 設計を行うに当たっては、特にキャンパス計画に係る事項において積極的な提案を行い、鳥瞰・外観・内観 CG パース・スタディ模型等を提出するなどをし、大学との前向きな協議をすること。
- 2) 基本設計を行うに当たっては、大学担当者及び使用者とヒアリングを行い、大学の確認を得た各棟、各階に設置する各室（エリア）の構成に基づいた平面計画を作成すること。
- 3) 各室（エリア）の設計に当たっては、建築、電気設備、機械設備、什器備品類を含めた総合的な図面を作成するとともに、CG パース等設計資料を用いて使用者と十分な打合せを行い理解を得ること。
- 4) 仕上げ材の選定に当たっては、複数案をパネル等に添付し、大学の確認を受けること。
- 5) 交流広場の設計に当たっては、学生等の憩いの場として十分に活用されるための取組みとして、学生等の参加型ワークショップを開催する等、学生等の意見を積極的に取り入れる工夫を行うこと。
- 6) 本業務は「国土交通省告示第 15 号（2009 年 1 月 7 日）別添一の 1 の二のイ」に準拠して行うものとし、工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。なお、建設工事着手後に実施設計図書の変更を行う場合に作成する設計も同様の内容とする。また、建設工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務は「国土交通省告示第 15 号（2009 年 1 月 7 日）別添一の 1 の三に準拠して行うものとする。
- 7) 設計の各完了時において、要求水準及び事業者提案と設計成果を比較した設計条件整理表（変更項目がある場合は変更理由、議事録、総合図（プロット図）、変更前後の変更箇所を明記した図面等を添付すること。）を作成し提出すること。
- 8) 機器型番などの各項目は、維持管理業務、施設管理台帳、長期修繕計画に必要な項目を保全履歴データにて作成し提出すること。
- 9) 設計図書等の表記方法については、大学担当者と協議すること。

(3) 提出物

- 1) 設計完了時には設計図書を大学担当者に提出し、確認を得ること。提出する設計図書は、工事施工及び工事費積算に支障のないものとし、詳細については事業契約書（案）によるとともに大学担当者と協議すること。
- 2) 提出する設計図書は下記による。
 - ① 基本設計図書（基本設計図面・同説明書）

- ② 実施設計図書
- ③ 避難安全検証（避難安全検証法を適用した場合）
- ④ 構造計算書
- ⑤ 機械設備計算書
- ⑥ 電気設備計算書
- ⑦ 各種省エネルギー計算書
- ⑧ 什器類仕様書
- ⑨ 什器類図面
- ⑩ サイン・色彩計画書
- ⑪ 打合せ議事録
- ⑫ 工事全体工程表
- ⑬ 工事費内訳明細書
- ⑭ 完成予想透視図（A3版以上、外観3カット以上、内観4カット以上、フレーム付きCGの場合はデータも提出）
- ⑮ 模型（全体及び重要な部分の検討用模型）
- ⑯ 設計条件整理表等
- ⑰ その他必要となる書類等

5 建設工事及びこれらを実施する上で必要となる業務に関する要求事項

(1) 総則

- 1) 建設工事には、入札参加者の提案により実施される工事と、それに必要な環境整備（共同溝の改修、移設、除却、代替等）を含むものとする。
- 2) 工事にあたっては、関係機関等と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。
- 3) 周辺公共施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議のうえ、事業者の負担により現況に復旧すること。
- 4) 工事にあたっては、関係法令等を遵守し、近隣への騒音・振動・塵埃等の影響を最小限にとどめるよう対策を講じること。やむをえず補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。
- 5) 大学は実施設計に基づく工事内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。
- 6) 大学からの設計変更の申し出により、工期及び費用の変更を伴う変更の場合には、大学と事業者との協議により変更内容等を決定するものとする。
- 7) 以下の大学行事等においては、大型車両の搬入時間や騒音・振動に配慮を行う等、工事等の実施に際しては大学と協議すること。また、⑧、⑩、⑫、⑬、⑭の試験等実施日については、原則工事を休止すること。その他、工事の規制等が必要となる行事等が生じた場合は、大学と協議の上、規制内容等を決定するものとする。

- | | |
|------------|-----------|
| ① 入学式 | 4月に1日間 |
| ② 新入生ガイダンス | 4月に3日間 |
| ③ 名大祭 | 6月に4日間 |
| ④ 前期定期試験 | 7月～8月に2週間 |

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ⑤ | オープンキャンパス | 8月に3日間 |
| ⑥ | 編入学試験 | 8月に2日間 |
| ⑦ | 大学院入試等 | 8月に1週間、7月に1日間 |
| ⑧ | ホームカミングデー | 10月に1日間 |
| ⑨ | 大学院外国人留学生入試 | 11月に3日間 |
| ⑩ | センター試験 | 1月に2日間 |
| ⑪ | 後期定期試験 | 1月～2月に2週間 |
| ⑫ | 留学生入試 | 2月に1日間 |
| ⑬ | 推薦入試 | 2月に1日間 |
| ⑭ | 個別学力検査（前期） | 2月に2日間 |
| ⑮ | 大学院説明会 | 3月に1日間 |
| ⑯ | 卒業式 | 3月に1日間 |
- 8) 毎年11月の第3日曜日を受変電設備等年次点検日（全学停電日）としており、工事にあたって、構内の停電等が必要な場合は、可能な限り同日に行うよう検討すること。

(2) 業務内容

1) 着工前業務

① 各種申請業務

- ア 着工に先立ち、関連法令等で定められた各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないようにすること。
- イ 大学が必要と判断する場合には、各種申請等の書類の写しを大学に提出すること。

② 近隣調整・準備調査等

- ア 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- イ 近隣への説明会等を実施し、工事工程及び作業時間等についての了解を得ること。
- ウ 【資料21】参考仮設計画図を参照し大学敷地内における仮設計画や工事車両動線、一般車両動線、歩行者動線等を記した総合仮設計画書を作成のうえ、大学の承諾を得ること。隣接建物騒音対策として防音シートを用いること。
- エ 施設の工事によって近隣に及ぼす電波障害等の諸影響について予め十分に検討し、問題があれば適切な処置をすること。

③ 工事着手時の提出図書

- ア 総合仮設計画書
- イ 仮設物設置許可願
- ウ 工事用地使用許可願
- エ 上（下）水道使用願
- オ 工事全体計画表

※ その他必要に応じ各種許認可等の書類の写しを提出すること。

2) 建設期間中業務

① 建設工事

- ア 関連法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、施設の建設工事を実施する。工事施工においては、以下の点に留意すること。
- イ 近隣及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
- ウ 工事用地の仮囲いに、面ごとに適宜透明パネルを設ける等、教職員や学生へ向けた工事進捗の確認や、工事手法の学びの場となるような提案を期待する。
- エ 工事期間中、近隣等から苦情を受けた場合は、大学へ速やかに報告し指示を受けること。工事用電力は、原則構外より引き込むこととし、給水は、量水器を設け、構内より分岐することを可能とする。なお、構内より分岐する場合は、毎月使用量を計測するとともに光熱水費は事業者による負担とする。

② 工事監理業務

- ア 事業者は、工事監理者を設置し、その者の氏名、保有する資格等必要な事項について大学の確認を受けること。
- イ 工事監理者は、工事期間中、建築士法により、工事と設計図書との照合及び確認を行うこと。
- ウ 工事監理者は、工事監理の状況を毎月大学に定期報告し、大学の要請があった場合には随時報告をすること。
- エ 工事監理者は、公共建築工事標準仕様書の監督職員の業務を行うこと。
- オ 工事請負業者への指示は書面で行うとともに、大学のモニタリング時の求めに応じ、指示書を提出すること。
- カ 工事の完成後、大学に報告を行うこと。

③ その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、大学が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、その限りではない。

④ 施工時の提出図書

- ア 工事連絡書
- イ 工事進捗状況報告書
- ウ 月間工程表

3) 完成引渡し業務

① 完成検査及び完成確認

完成検査及び完成確認は、整備対象施設について下記「ア 事業者による完成検査」及び「イ 大学の完成確認等」の規程に即して実施すること。

ア 事業者による完成検査

- a 事業者は、自らの責任及び費用において、完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転等を実施すること。
- b 事業者は、aの完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転等に先立って、【資料 32】の測定方針に従い、室内空気中の化学物質の濃度を測定し、それぞれの結果を大学に報告すること。なお、上記測定方針に示す室内濃度基準値を上回った場合、事業者は自己の責任において、是正措置を講ずること。
- c 事業者は、遮音性能等について要求水準を満たしているかを実測にて確認

し、結果を大学に通知すること。

- d 完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに大学に書面で通知すること。
- e 大学は事業者が実施する完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転に立会う場合がある。
- f 事業者は、関連法令等に従い確認を行った上で、大学に対して完成検査及び機器・器具・什器備品等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

イ 大学の完成確認等

- a 大学は、事業者による完成検査終了後、次の方法により行われる完成確認を実施すること。
- b 大学は事業者（建設企業及び工事監理者）の立会いの下で、完成確認を実施すること。
- c 事業者は、機器・器具・什器備品等の取扱に関する大学への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。

② 完成図書の提出

事業者は、引渡時に大学による完成確認の通知に必要な完成図書を提出すること。完成図書は事前に大学に提出し確認を得るものとする。なお、成果品の体裁、部数については、【資料31】に従うものとし大学の確認期間等については、大学との協議によるものとする。

③ 完成に伴う提出図書

- ア 完了報告書
- イ 完成引渡書
- ウ 鍵及び工具等引渡書
- エ 官公署・事業会社の許可書類一覧表
- オ 検査試験成績書
- カ 保守点検指導書及び保全指導書
- キ 保証書
- ク 消防法に基づく検査済証
- ケ 完成図（図面データを含む）
- コ 完成写真
- サ 工事写真※
- シ 確認申請書
- ス 建築基準法に基づく確認済証、検査済証
- セ 建築士法に基づく工事監理報告書
- ソ 備品台帳
- タ 設備台帳
- チ 防災計画図（避難経路図、消防設備レイアウト図等）

※ 工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し提出すること。（写真データを含む。）

6 既存建物等の解体撤去業務の要求事項

- (1) 解体撤去を行う建物の名称および規模等は以下の表に示す。詳細は【資料 22】【資料 23】を参照すること。なお、当該撤去の範囲は、コンクリート基礎までとし、杭は残置しても良いものとするが、提案により撤去することも可とする。

建物名称	構造・階数・床面積 (㎡)	解体撤去の時期
工学部 7 号館 B 棟	RC・4F・4,800 ㎡	2020 年 9 月～
工学部 7 号館 A 棟 (東側)	RC・2F・590 ㎡	2020 年 9 月～
工学部 7 号館 A 棟 (西側)	RC・2F・820 ㎡	2023 年 5 月～
機械学科実験棟	RC・2F・1,200 ㎡	2023 年 5 月～
実験実習工場	RC・2F・895 ㎡	2023 年 5 月～

- (2) 解体撤去を行う工作物の詳細は【資料 22】【資料 23】を参照すること。なお、主な工作物の撤去範囲は以下のとおりとする。

1) 共同溝 A

地上上屋出入口部分を撤去すること。なお、本共同溝は「福利厚生棟」の地下ピットと接続し使用するため、機能を維持できるよう整備・復旧すること。

2) 共同溝 B

地上上屋出入口部分を撤去すること。なお、本共同溝は、継続して使用するため、出入口用に鉄蓋等を設け、機能を維持できるよう整備・復旧すること。

3) コンクリート水槽

地上露出部分及びコンクリート基礎は周辺 GL-0.2m より深く撤去すること。その他の埋設部分は残置することとし、水槽底部のコンクリートスラブに、適宜水抜き穴を設け、土砂にて埋め戻すこと。

- (3) 上記に示す以外の既存工作物等（舗装、縁石、囲障、埋設管、埋設配線、各種柵等を想定しているが、これに限らない。）が、本施設の整備により撤去等が必要な場合には、本事業の事業者の業務範囲において撤去、廃棄、切り回し、付け替え、代替整備等を行うこと。

- (4) 解体撤去に伴って生ずる廃棄物は、関係法令等に基づき適切に処理すること。なお、アスベスト建材（吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材、成型板等）等の有害物質は、大学にて調査を実施しており、調査結果は【資料 25】を参照することとし、事業者が当該有害物質の撤去及び処理及びそれに伴う届出等の業務を行う。

- (5) 工学部 7 号館 A 棟東側部分の解体撤去に際しては、必要に応じて事前に必要なインフラ設備の盛替え、漏水対策等を行い、工学部 7 号館 A 棟西側部分及びその他の施設の運用に支障が無いようにすること。電気設備工事の支障迂回については、以下の通り行うこと。解体撤去に伴うインフラ設備の支障迂回工事計画は、【資料 26】による。

1) 建築計画

- ① 工学部 7 号館 A 棟西側部分梁主筋等の定着を確保すること。
- ② 工学部 7 号館 A 棟東側部分の解体撤去後、西側部分撤去までの間、漏水が無いようにすること。

2) 電気設備計画

- ① 高圧幹線及び低圧幹線について、工学部 7 号館 A 棟西側部分の移転完了まで仮設キュービクル（単相 200A×3 回路及び三相 200A×5 回路）を設置し、既存ハンドホール内から既存高圧ケーブル及び低圧ケーブルを使用し接続すること。ケーブル長が不足する場合は、新規ケーブルと合わせて配線すること。【資料 11】【資料 13】を参照すること。また、電力消費量、電圧、電流（デマンド）が計測できるマルチメーターを設置すること。
 - ② 構内情報設備配線について、既存スイッチングハブは解体建物側に設置しているため、既設端子盤の天井付近に移設し、設置する際のパネル等の設置工事も含むこと。光ケーブルについては、現状工学部 7 号館 A 棟東側の外壁より引き込んでいるため、工学部 7 号館 A 棟北側の既設配線ルートを用いて A 棟北西部のハンドホールまで新規光ケーブルを用いて既存光ケーブルと融着接続し延線し、A 棟北側より引き込むこと。【資料 15】を参照すること。
 - ③ 構内交換設備については、予備管路を用いてインキュベーション施設からケーブル（EM-CCP-AP0.5-50P）を北部厚生会館まで配線し、予備管路を用いてケーブル（EM-CCP-AP0.5-30P）を既存引き込み箇所まで敷設し、既存端子盤へ接続すること。【資料 14】を参照すること。
 - ④ 拡声設備については、北部厚生会館より予備管路を用いてケーブル（EM-FCPEEs1.2-5P）を配線し、工学部 7 号館 A 棟 2 階 EPS 内端子盤で接続すること。
 - ⑤ 自動火災報知設備については、予備管路を用いてオークマ工作機械工学館からケーブル（EM-HP1.2-5P）を配線し、工学部 7 号館 A 棟 2 階 EPS 内端子盤で接続すること。工学部 7 号館 A 棟には、消火栓も設置されているため、消火栓連動用の配線も合わせて行うこと。
- 3) 機械設備計画
- ① 給水設備について、解体部分へ供給している部分を撤去・プラグ止めし、北側・南側の引込配管へ仮設給水管を接続すること。
 - ② 排水設備について、西側部分から排水される系統を残し、それ以外を撤去・キャップ止めすること。
 - ③ ガス配管設備について、解体部分へ供給している部分を撤去・プラグ止めし、建物南側へ既設メーターを移設し、既設配管へ接続すること。
- 4) 工学部 7 号館 B 棟、工学部 7 号館 A 棟西側部分、実験実習工場、機械学科実験棟の解体撤去に際しては、必要に応じて事前に必要なインフラ設備の盛替えを行い、学内の施設の運用に支障が無いようにすること。解体撤去に伴うインフラ設備の支障迂回工事計画は、【資料 26】による。
- 1) 電気設備
- ① 構内交換設備について、北部厚生会館は工学部 7 号館 B 棟を經由して配線しているため、予備管路を用いてインキュベーション施設からケーブル（EM-CCP-AP0.5-50P）を配線し、既存端子盤に接続すること。また、学生会館及び第 1 文化サークル棟は、実験実習工場南側の屋外端子盤を經由して配線しているため、予備管路を用いてインキュベーション施設からそれぞれケーブル（EM-CCP-AP0.5-30P）を配線し、既存端子盤に接続すること。
 - ② 自動火災報知設備について、オークマ工作機械工学館より北部厚生会館、学生会館、実験実習工場、機械学科実験棟へ予備管路を用いてケーブル（EM-HP1.2-5P）

をそれぞれ配線し、既設端子盤に接続すること。また上記とは別に、消火栓連動用として、北部厚生会館、学生会館、機械学科実験棟、工学部2号館へ予備管路を用いてケーブル（EM-HP1.2-5P）をそれぞれ配線し、既設端子盤に接続すること。

- ③ 防災無線放送設備について、工学部7号館A棟東側ある既存屋外拡声装置を教育研究棟、北部厚生会館及び北部厚生会館北東部搬入用出入口の搬入経路と干渉しない位置に移設すること。移設後、既存設置場所については、舗装をすること。屋外拡声装置までの配線について、最寄りの既存ハンドホールより新規に埋設配管を敷設し、ケーブル（EM-CE5.5-2C）配線すること。電源は、北部厚生会館電気室の予備ブレーカーより供給すること。屋外拡声装置の仕様については、【資料26】を参照すること。
- ④ オークマ工作機械工学館西側に設置している汚水ポンプ制御盤において、工学部7号館B棟の電気室より供給しているため、IB電子情報館の電気室の予備スペースに漏電遮断器（50AF/30AT）を設置し、オークマ工作機械工学館南のハンドホールまでの既設配管を用いてケーブル（EM-CET22m²）配線し、既設ハンドホールから汚水ポンプ制御盤までは、地中埋設配管（GL-600，F・FEP-40）を新設すること。

2) 機械設備計画

- ① 給水設備について、解体建物廻りの支障迂回を行うとともに、実験実習工場、機械学科実験棟、工学部7号館A棟西側部分に市水系統の仮設配管を接続すること。市水、井水メイン配管や井戸からの配管は工学部7号館A棟北側共同溝にて接続すること。
- ② 排水設備について、仮設ポンプ槽を複数設置し、既設メイン排水系統柵に接続すること。
- ③ 消火配管設備について、学生会館・北部厚生会館系統の支障迂回を行うこと。
- ④ ヘリウム回収管設備について、解体建物廻りの支障迂回を行うとともに、工学部7号館A棟北側共同溝付近にて本設・仮設配管を接続すること。

7 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる業務に関する要求事項

(1) 協議、届出、申請、検査等

- 1) 設計、建設及び維持管理開始の各段階において、必要な事前協議、届出、申請等を行うこと。協議資料、申請書類、許認可通知書等及び関係部署との打合記録は施工完了時まで保管すること。
- 2) 完了検査、検査済証取得等の引渡しに必要な関係機関との手続業務を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- 3) 上記資料は、建物引渡し時に本学へ提出すること。

(2) その他必要な関連業務（引渡し業務）に関する要求事項

工事完了後、本学に業務完了届を提出し、本学の履行確認を受けること。また、施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認し、本施設を本学に引渡すこと。

第3章 維持管理業務に関する要求水準

1 目的

事業者は、2023年4月1日から2038年3月31日までの間、本要求水準書に従い、建物及び建築設備等の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質及び水準等を保持することを目的とする。

2 一般事項

(1) 事業者の業務範囲

本施設の維持管理業務の範囲は以下の通りとする。

- 1) 建物保守管理業務（点検、保守、修繕・更新、その他の一切の保守管理業務を含む。大規模修繕は含まない。）
- 2) 建築設備保守管理業務（設備運転、監視、点検、保守、修繕・更新、その他の一切の保守管理業務を含む。大規模修繕は含まない。）
- 3) 外構施設保守管理業務（点検、保守、修繕・更新、その他一切の保守管理業務を含む。大規模修繕は含まない。）
- 4) 清掃衛生管理業務（建物の内部及び外部（外壁は除く）とともに、外構施設の清掃業務を含む。）

※上記の各業務には、関連法令等で義務付けられている所轄官庁等への報告等業務を含むものとする。

(2) 維持管理期間の設定

維持管理業務の期間は、本施設の供用開始日である2023年4月1日から事業期間終了日である2038年3月31日までとする。

なお、2023年3月1日から2023年3月31日は、供用前準備期間とする。

(3) 法令等の遵守

必要な関連法令、技術基準等を満足した維持管理業務計画書を作成し、それに基づき業務を実施する。法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任する。また、メーカー及び施工業者による保全仕様書等の基準類を参照する。

(4) 業務実施に当たっての考え方

業務の実施に当たっては、実施体制、実施工程及び次のことを考慮した維持管理業務計画書を作成し、実施する。

- 1) 維持管理は、建物及び建築設備等について、予防保全を基本とする。
- 2) 施設環境を良好に保ち、施設利用者の健康被害を防止する。
- 3) 建物及び建築設備等が有する機能及び性能等を保つとともに、当該財産価値の確保を図る。
- 4) 劣化による危険・障害の発生を未然に防止する。
- 5) 環境負荷を抑制し、環境汚染の発生防止に努めるとともに、省資源、省エネルギーに努める。また、国立大学法人名古屋大学エネルギー管理標準に基づき、環境保全活動を推進する。
- 6) ライフサイクルコストの削減に努める。

- 7) 故障によるサービスの中断に係る対応を定め、早急な回復に努める。なお、管理人を非常駐とする場合は、設備等の異常警報を事業者の遠隔監視センター等で通報を受けることとし、異常発生時の速やかな対応が可能となる体制を構築すること。
- 8) 施設の利用者が快適に施設を利用できるよう配慮する。
- 9) 事業者の創意工夫やノウハウを活用し合理的かつ効率的な業務実施に努める。
- 10) 施設利用者等による故意の破損、落書き等について発見した場合は、速やかに大学に報告するものとし、原則として大学の負担、指示に基づき修繕等を実施するものとする。
- 11) 供用前準備期間の維持管理業務の水準については、最低限の安全を確保するものとし、事業者の提案による。
- 12) 1)から10)の項目について、事業期間中の工程を教育研究の支障にならないように定め、大学担当者に確認の上実施する。

(5) 作業従事者の要件等

- 1) 業務実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合には、有資格者を選任し行う。
- 2) 従事者は、本要求水準書を満足するように業務を行うものとし、要求水準書で示した内容を満足しない状況が発見された場合は、別に定める方法により、大学担当者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 3) 従事者は、各業務種別にふさわしい服装及び装備をし、作業を行う。
- 4) 従事者は、業務上知り得た機密について漏洩しない。

(6) 非常時、緊急時、災害時の対応

- 1) 非常時、緊急時への対応について、あらかじめ大学と協議の上、緊急連絡体制、緊急時対応方法（他業務との協調を含む）及び防災計画を策定する。
- 2) 本施設の警備業務は、工学部守衛室にて行うこととするが、本施設で事故や火災や地震等の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに現地に駆けつけるとともに、関係機関及び工学部守衛室、大学担当者と協力し対応すること。

(7) 点検及び故障への対応

- 1) 点検及び故障への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施する（法令点検を含む）。
- 2) 施設の修繕記録、設備の運転・点検記録をとる。
- 3) 事業者は故障を発見したら、速やかに大学担当者に報告するとともに、直ちに適切な処理を行う。なお、軽微なものについては、後日、運転・点検記録の提出を持って報告に代えることができる。
- 4) 運転時間の調整が必要な設備に関しては、大学担当者と協議して運転期間・時間等を決定する。
- 5) 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により対応する。
- 6) 修繕等により引渡し後建物に改良を加える場合は、大学と協議し、設計図書に変

更が生じた場合は、変更箇所を反映させる。

(8) 費用の負担

- 1) 光熱水費の費用負担は大学とする。但し、民間付帯施設及び維持管理業務で使用することを目的とした管理室を設置する場合は事業者の負担とする。
- 2) 業務に要する費用（業務に伴う消耗品を含む。）は、事業者の負担とする。ただし、管球並びに衛生消耗品（トイレットペーパー及び水石鹼、大学指定のゴミ袋等）及び発電設備の燃料は、大学より支給する。
- 3) 本施設に係る維持管理業務（ア 建物保守管理業務、イ 建築設備保守管理業務、ウ 外構施設保守管理業務、エ 清掃衛生管理業務^{*}）の水準として、総額約 2.2 千円/m²・年（消費税を含まない）程度を目安とした維持管理を想定している。なお、上記は維持管理費相当の上限額を規定するものではなく、大学が想定する維持管理水準（要求水準）の目安を示すために参考として示すものである。

※ 上記費用の構成内容は、入札説明書 別紙「入札金額等の算定方法及びサービス購入費の支払い方法等」2. (1). 1) 基本的な考え方 に準じており、SPC 管理費、利益配当、法人税などその他の費用は含まれない。

(9) その他留意事項

- 1) 業務の実施に当たっては、事業の継続性に十分留意する。
- 2) 大学の事情による内装変更工事、模様替えについては本業務の範囲外とする。ただし、経年劣化に伴う更新等は業務の範囲に含む。
- 3) 大規模改修（大規模改修とは、大学が自らの事由により別途発注する大規模な改修をいう。）については、本施設事業の事業期間中の実施は予定していない。なお、入札説明書等（主に要求水準書）に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模に係わらずすべて事業者が行う業務の範囲とする。
- 4) 大学は、維持管理業務に係るデータ等の提供を求めることがあり、事業者は、これに応じて協力する。
- 5) 維持管理業務仕様書の作成、提出
事業者は、維持管理業務開始予定日前に、本要求水準書及び維持管理業務に関する事業者の提案書に基づく維持管理業務仕様書を作成し、大学と協議の上決定し、維持管理業務開始予定日の 30 日前までに大学に提出する。維持管理業務仕様書を変更する場合も同様とする。
維持管理業務仕様書の作成に当たっては、業務実施のための前提条件を踏まえ、業務区分毎に適切な周期・業務提供時間帯・内容等の業務仕様を設定する。
- 6) 年間業務計画書の作成、提出
事業者は、各事業年度の維持管理業務を適正に実施するために必要な事項を記載した年間業務計画書を作成し、大学と協議の上決定し、当該事業年度が開始する 30 日前までに大学に提出する。年間業務計画書には、当該年度の業務実施工程、業務実施体制、業務分担、業務を行う者が有する資格、緊急時連絡体制等を記載する。
- 7) 業務報告書の作成、提出
事業者は、維持管理の各業務に関する各種点検・保守等報告書、月報及び四半期報

告書を業務報告書として整備・保管し、各種点検・保守等報告書、月報及び四半期報告書を大学に提出する。各種点検・保守等報告書には、施設の修繕記録、設備の運転・点検記録を含む。

8) 業務実施体制

① 総括責任者及び業務責任者

事業者は、維持管理業務全般を総合的に把握し大学等との調整を行う総括責任者、維持管理業務の管理及び点検等を行う業務責任者を定め、維持管理業務開始予定日の30日前までに大学に届け出る。なお、総括責任者及び業務責任者を変更する場合も同様とする。

② 業務担当者

業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

(10) 用語の定義

1) 点検

点検とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

定期点検とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。

臨時点検とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

巡視点検とは、目視、聴音、接触等の簡易な方法により、巡回しながら行う点検をいう。

2) 保守

保守とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

3) 運転・監視

運転・監視とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。

4) 補修・修繕

補修・修繕とは、施設の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状（初期の水準）まで回復させることをいう。

5) 更新

更新とは、機能が劣化した設備や機器等を新たに整備・調達する保全業務をいう。

6) 大規模修繕

大規模修繕とは、建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕、及び設備機器、配線、配管等の全面的な更新をいう。

7) 大学担当者

大学が定めた本施設の管理担当者をいう。

8) 清掃

清掃とは、汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

9) 日常清掃

日単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。

10) 定期清掃

週単位、月単位及び年単位の長い周期で行う清掃業務をいう。

11) 資機材

資機材とは、次のような資材及び機材をいう。

- ① 資材：洗浄用洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等
- ② 機材：掃除機、フロアダスタ、真空掃除機、床磨機等

12) 衛生消耗品

トイレットペーパー、水石鹼、大学指定のゴミ袋等をいう。

3 建物保守管理業務

(1) 建物保守管理業務の対象

本事業で整備した施設の建物部分を対象とする。

(2) 業務の実施

- 1) 一般事項で定めた業務計画書に加え、毎事業年度の開始前に、建物保守管理業務年間計画書を作成し、大学の承認を得た後、当該計画書に基づき実施する。
- 2) 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議のうえ、修繕等を実施する。
- 3) 実施業務の結果を記録するとともに、報告書を作成し大学へ提出する。記録及び整備・事故記録等は、全てデータ化し事業期間中保管することとし、大学の求めに応じて提出すること。
- 4) 記録の様式は事業者の提案による。

(3) 要求水準

以下は大学が提示する要求水準の主要項目であり、事業者の提案に規定した水準等と合わせ、定められた所定の性能及び機能を保つこと。

項目	内容
① 外壁	ア 仕上材や塗料の浮き・剥落・ひび割れ・破損・変形・さび付・腐食（柱を含む）・チョーキング・エフロレッセンスの流出等がない状態を維持する。 イ 漏水・カビ等が発生しない状態を維持する。
② 床	ア 仕上材の浮き・はがれ・ひび割れ・腐食・磨耗等がない状態を維持する。 イ その他、各スペースの特性に応じた利用に支障のないよう維持する。

	ウ 防水性を要する部屋において、漏水がないこと。
③ 屋根	ア 漏水がないこと。 イ ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。 ウ 金属部分がさび、腐食していないこと。 エ 仕上材の割れ、浮きがないこと。
④ 天井、内装 (内壁)	ア 仕上材や塗料の浮き・剥落・ひび割れ・破損・変形・さび付・腐食・チョーキング・エフロレッセンスの流出等がない状態を維持する。 イ ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 ウ 気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。 エ 漏水、カビの発生がないこと。
⑤ 建具（扉・窓・窓枠・シャッター・可動間仕切り等）	ア がたつき・緩み等がなく、可動部がスムーズに動くようにする。 イ 所定の水密性・気密性・遮断性が保たれるようにする。 ウ 各部にひび割れ・破損・変形・仕上の変退色・劣化・さび付・腐食・結露やカビの発生・部品の脱落等がない状態を維持する。 エ 自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。 オ 開閉・施錠装置が正常に作動するようにする。 カ ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
⑥ 階段、スロープ	ア 通行に支障・危険を及ぼすことのないよう対応する。 イ 仕上材・手すり等に破損・変形・緩み等がない状態を維持する。
⑦ 手すり	ア ぐらつき等機能に問題がないこと。
⑧ 塗装及び仕上	ア 塗料・仕上材の浮き・剥落・変退色・劣化等がない状態を維持する。 イ 塗料が風化して粉状になったときや、錆が浮いたとき、変色がはなはだしいとき、剥れる傾向のあるとき等は、補修する。

4 建築設備保守管理業務

(1) 業務の対象

本事業で整備した全設備を対象とする。

(2) 業務の実施

1) 一般事項で定めた業務計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む設備保守管理業務年間計画書を作成し、大学の承認を得て実施する。

- ① 運転監視業務
- ② 巡視点検業務
- ③ 定期点検・測定・整備業務

2) 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議のうえ、修繕等を実施する。

(3) 要求水準

事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。なお、

「文教施設保全業務標準仕様書」を参考に点検項目、点検頻度は事業者提案によるものとする。但し、法令を遵守し、省エネルギー性に配慮した保守・点検を行うことを条件とする。また、建築基準法第12条及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に該当する業務を行うこと。

1) 設備ごとの要求水準

以下は大学が提示する要求水準の主要項目であり、事業者の提案に規定した水準等と合わせ、定められた所定の性能及び機能を保つこと。

項目	内容
① 照明	ア すべての照明、コンセント等が常に正常に作動するよう維持する。 イ 損傷、腐食、その他の欠陥がないよう維持し、必要に応じて取り換える。
② 動力設備、受変電設備、自家発電設備、太陽光発電設備	ア 大学の電気主任技術者の指示に従い、点検・検査を行うこと。 イ すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、油の漏れ・その他の欠陥がなく正しく作動するよう維持する。 ウ 識別が必要な機器については、常に識別可能な状態を維持する。
③ 通信（電話、情報通信、テレビ共同受信）	ア すべての設備が正常な状態におり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく正しく作動するよう維持する。 イ バックアップが必要なものは、適切な処置がなされているようにする。
④ 飲料水の供給	ア すべての配管、タンク、バルブ、蛇口等が確実に取り付けられ、清潔な貯蔵・排水であり、蓋が用意されている。 イ すべての設備が正しく機能し、漏水がない状態に維持する。
⑤ 排水	ア すべての溝、排水パイプ、汚水管、排気管、下水溝、ドラムトラップ等は、漏れがなく、腐食していない状態を維持する。 イ すべての排水が障害物に邪魔されずスムーズに流れ、ドラムトラップに悪臭がないように維持する。
⑥ 都市ガス	ア 都市ガスの本管がしっかり固定され、完全に漏れがない状態を維持する。 イ すべての安全装置と警報装置が正しく機能するようにする。
⑦ 水処理装置	ア 正しく機能し、漏れが一切ないような状態を維持する。 イ システムに適した処理剤を使う。
⑧ 給湯	ア すべての配管、温水器、貯蔵タンク、ヒーター、ポンプ、バルブ、蛇口、その他の機器がしっかりと固定され、空気、水、煙の漏れが一切ない状態を維持する。 イ すべての制御装置が機能し、効率を最大にしながらか正しく調整されているようにする。
⑨ 空調、換気、排煙	ア すべてのバルブ、排気管、その他の類似機器が完全に作動しエネルギー使用量を最小限に抑えながら、温度等が正しく調整されているようにする。 イ すべての制御装置が機能し、正しく調整されているようにする。

⑩ エレベーター設備	ア すべて必要時に適切に作動するようにする。 イ 監視装置は常時、正常に作動するようにする。 ウ 点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を行うこと。
⑪ 液体窒素タンク	ア すべての機器、配管がしっかり固定され、液体窒素の漏れが一切ない状態を維持する。 イ すべての設備が正しく機能している状態を維持する。
⑫ 監視カメラ設備と防犯設備等のセキュリティシステム	ア 常時適切に作動するようにする。

2) 設備管理記録の作成及び保管

設備の運転・点検整備等の記録として、点検記録及び整備・事故記録等を作成する。点検記録及び整備・事故記録等は、全てデータ化し事業期間中保管することとし、大学の求めに応じて提出すること。

① 点検記録

- ア 電気設備点検表（通信設備を含む）
- イ 空調設備点検表
- ウ 給排水衛生設備点検表
- エ 残留塩素測定記録
- オ 貯水槽点検記録
- カ 飲料水水質検査記録
- キ 空気環境測定記録
- ク 実験排水槽 pH 測定記録
- ケ 防災設備点検記録（消防法による法定検査を含む）
- コ 各種水槽清掃実施記録
- サ 毎月・毎年光熱水使用量記録（電力、ガス、水道）
- シ 巡視点検記録
- ス その他提案により設置される各種設備の点検・測定記録

② 補修・事故記録

- ア 定期点検整備記録
- イ 補修記録
- ウ 事故・故障記録

3) 設備の運転監視

- ① 設備運転の監視は、機械監視によることができるものとする。
- ② 対象設備として、受変電設備の運転監視は必須とし、その他の設備は、事業者の提案とする。
- ③ 異常信号を受信したときには、直ちに異常の内容を把握し、大学のエネルギーセンターへの通報を行う。
- ④ 計量データを基にしたエネルギー管理を行うこと。

4) 異常時の報告

運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに施設管理担当者に報告する。

5 外構施設保守管理業務

(1) 業務の対象範囲

対象範囲は本施設の周囲及び交流広場を対象とし、詳細は【資料 40】を参照する。その上で、以下の施設・設備等を業務対象とする。

- 1) 施設（廃棄物集積所、門扉、囲障、擁壁等コンクリート構造物、案内板、外灯等）
- 2) 敷地地盤（構内道路等の舗装面）
- 3) 地中設備（埋設配管、暗渠及び排水柵等。ただし、既存の埋設配管等は含まない。）
- 4) 植栽全般（既存の樹木を含む）

(2) 業務の実施

- 1) 一般事項で定めた業務計画書に加え、毎事業年度の開始前に、外構維持管理業務年間計画書を作成し、大学の承認を得た後に、当該計画書に基づき実施する。
- 2) 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、選定事業者の責任範囲であれば至急修繕を実施する。また、責任範囲が明確でない場合は、大学とその責任と負担を協議の上、修繕等を実施する。
- 3) 実施業務の結果を記録する。
- 4) 別途大学にて実施する植栽維持管理業務と連携を図り、適切な時機を逸しないよう調整に努めること。

(3) 要求水準

- 1) 各施設、敷地地盤、地中設備とも本来の機能を発揮できる状態に保つこと。
- 2) 外構の舗装、建具、階段、スロープ、手すり、塗装及び仕上などを適切な状態に保つこと。
- 3) 外構の照明、電気、給水、排水などを、建築設備保守管理業務の設備ごとの要求水準に提示した①から⑩に準じた状態に保つこと。
- 4) 緑樹を保護・育成・処理して豊かで美しい自然環境を維持する。
- 5) 状況と植物の種類に応じて適切な方法により施肥、灌水及び病虫害の防除等を行い、植栽を良好な状態に保つ。
- 6) 繁茂しすぎないように適宜、刈り込みを行う。
- 7) 高木や長い枝等が強風で折れて人的・物的な被害を与えることがないように、定期及び臨時（台風の直前など）に調査して、必要があれば枯枝払い・補強するなど管理を行うとともに、万一枝等が散乱した場合の適切な処理を行う。
- 8) その他の場合でも、施設的美観を維持し、植栽が見苦しくならないよう、適切な除草状態に保つ。
- 9) 樹木の種類に応じて冬の寒さから適切な方法で樹木を保護する等の処置を行う。
- 10) 道路標識、窓、ドア、通路、その他に障害が生じないように保守を行う。
- 11) 枯れ死した植物（事業者が整備した植栽に限る。）は、大学が合意したプランに

したがって取り替える。

- 12) 薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては、あらかじめ、大学の施設管理担当者
と協議すること。

6 清掃衛生管理業務

(1) 業務の対象範囲

本施設の全ての諸室及び共用部及び外構を対象範囲とする。ただし、次の諸室は対象
範囲外とし、詳細については、【別表1】を参照すること。

- 1) 「教育研究棟」の研究室、実験室及び産学連携室
- 2) 「福利厚生棟」の全て

※ 電気が通電され、又は運転中の機器が近くにある等、清掃に危険がともなう部分については
施設管理担当者と協議する。

(2) 業務範囲

- 1) 日常清掃業務
- 2) 定期清掃業務
- 3) 外構清掃業務

(3) 要求水準

次に示す日常清掃、定期清掃及び外構清掃の項目において指定された内容とする。

対象範囲は、目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持し、見た目心地良く、衛
生的でなければならない。清掃は、できる限り入居者の妨げにならないように実施する。個
別箇所ごとに日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、業務を実施する。

1) 建物清掃

以下は大学が提示する要求水準の主要項目であり、事業者の提案に規定した水準等
と合わせ、定められた所定の性能及び機能を保つこと。

① 日常清掃

項目	内容
① 床	ア 床仕上に応じた適切な方法により埃、ゴミのないように する。
② ゴミ箱、汚物容器、 厨茶入れ等	イ 内容物が溢れないよう状態を保ち、汚れが付着していな い状態にする。
③ 便所、更衣室、シャ ワー室（洗面台、鏡、衛 生陶器を含む）	ア 衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状況に保 つ。また、臭いが滞留しないよう配慮する。 イ トイレットペーパー、消耗用品等は常に補充されている 状態にする。 ウ 間仕切りは落書き、破損がない状態に保つ。 エ 洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つ。 オ 鏡はシミ、汚れが付いていない状態に保つ。
④ 講義室、ホール等共 通スペース	ア 黒板、白板を汚れのないように保つ。

⑤ その他の内部附帯施設（給湯室、製氷・洗濯室、コピー室、休憩室、流し台等）	ア 清潔な状態に保つ。
--	-------------

② 定期清掃

項目	内容
① 床	ア 埃、シミ、汚れがない状態に保つ（繊維床を除く）。 イ 繊維床の場合は、埃、汚れがない状態に保つ。
② 壁・天井	ア 表面全体を埃、シミ、汚れのない状態に保つ。
③ テラス、庇	ア 土等汚れがない状態に保つ。
④ 照明器具、時計	ア 埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。
⑤ 窓枠、窓ガラス、網戸	ア 汚れがない状態に保つ（内部・外部とも、但し3階以上外部は除く）
⑥ 吸排気口のフィルター、フード	ア 埃、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つ。 イ 目づまり等による能力や低下風量不足がない状態に保つ。
⑦ 金属部分、手すり、扉、扉溝、スイッチ類	ア 埃、汚れがない状態に保つ。
⑧ ネズミ・害虫駆除	ア ネズミ・害虫等を駆除する。殺鼠剤等の使用に当たっては、あらかじめ施設管理担当者と協議する。

③ 外構清掃

ア 外構清掃の対象

- a 建物周囲（玄関周り、犬走り等）
- b 舗装面
- c 側溝、排水管、污水管、雨水桝、水路
- d 案内板等
- e 廃棄物集積場

イ 外構清掃の内容

- a ゴミ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止する。
- b 屋外排水設備（側溝、排水桝等）の水流をゴミ、落ち葉等で阻害しない。
- c 廃棄物集積場、玄関周りについて行う（水洗い、除塵等）。
- d 案内板等は、汚れが見苦しくなく、表示が見やすい状態に保つ。

2) 資機材等の保管

資機材及び衛生消耗品は、業務計画書に示された場所に整理し、保管する。

3) 廃棄物の収集・集積

- ① 各階に設置された各階ゴミ集積スペースが常に清潔に保たれるよう管理すること。一般廃棄物とペットボトル、ビン、カンに区分して管理すること。
- ② 各階に設けるゴミ箱は大学より支給する。

- ③ 共用スペースに設置したゴミ箱内のゴミを各階ゴミ集積スペースへ回収、集積すること。なお、研究室、実験室内のゴミの各階ゴミ集積スペースへの回収、集積は、施設利用者が自ら実施するため対象外とする。
- ④ 各階に設置されたゴミ集積スペースに集積したゴミを各棟に設置した各棟のゴミ集積場へ適宜回収し、集積すること。
- ⑤ ゴミ集積場が常に清潔に保たれるよう管理すること。一般廃棄物とペットボトル、ビン、カン、古紙、その他に区分して管理すること。
- ⑥ 各棟のゴミ集積場のゴミの処理は大学にて行う。
- ⑦ ゴミの集積、回収、分別方法等の詳細は、施設管理担当者と協議のうえ決定する。

7 その他

- (1) 本施設の使用開始から2年目までは、通常の建物保守管理業務、設備保守管理業務以外に、ライフサイクルコストを低減するための施設運用方法などについて、専門的な立場から各種の支援を行う。
- (2) 本施設の使用開始から5年・10年の節目には、ライフサイクルコストを低減するための施設運用方法などについて、専門的な立場から調査・検討を行い報告書としてまとめ提言を行う。

第4章 民間付帯施設事業に関する要求水準

1 設置の目的

事業者の創意工夫、ノウハウを活用した民間付帯施設を設置することにより、学生及び教職員並びに来学者等に対する福利厚生及び周辺住民も含めた利便性を向上させることを目的とする。また、本事業により、大学に新たな付加価値を生み出し、大学全体の魅力が向上することを期待するものである。

2 民間付帯施設の概要

(1) 民間付帯施設の位置

- 1) 大学が想定している民間付帯施設の位置は、【資料 35】参考図に示すとおり、候補地 A、B、C の3箇所であり、「教育研究棟」あるいは「福利厚生棟」との合築としている。
- 2) 候補地 A は「教育研究棟」の2階に位置し、事業場所と南側の IB 電子情報館、工学部2号館に挟まれた人の交通量の多い構内通路に面した立地である。
- 3) 候補地 B は「福利厚生棟」の1階の福利厚生施設の購買部門に隣接するとともに、山手グリーンロードに面し、利用者の利便性が高く、大学生協との高い相乗効果も見込まれる立地である。
- 4) 候補地 C は「福利厚生棟」の3階に位置し、交流広場を囲い込む空間的な要素ともなる立地となっている。また、候補地 C は、屋上を活用したルーフトラスや屋上庭園などの計画や、面積の拡張も可能である。
- 5) 4) の面積の拡張について、山手グリーンロードからの眺望や周囲の既存施設との調和等、景観、デザインに十分配慮するとともに、周辺施設との離隔距離や交流広場等への圧迫感等、居住性や快適性にも十分配慮した計画であることを条件に、「福利厚生棟」の3階～6階を民間付帯施設として提案することを可能とする。
- 6) 原則として、上記の候補地から選択するものとするが、関係法令（建築基準法、都市計画法、地区計画等）や本要求水準書を遵守した上で、候補地と比較して大学の利点を明確化できる場合に限り、他の提案も可能とする。
 - ※ 【資料 37】ゾーニング計画図の福利厚生施設・民間付帯施設ゾーンにおいて、独立した棟を提案することも可能とする
 - ※ 「教育研究棟」において候補地以外にて提案する場合、上記の条件に加え、建物高さが45mを超えないことを前提条件とする

(2) 民間付帯施設の規模

- 1) 民間付帯施設の延べ床面積は、100 m²以上を必須要件とするが、大学は300 m²以上を希望する。
- 2) 1) で示す面積は、必ずしも1箇所または1店舗のみで満たす必要はなく、複数箇所、複数店舗での合計が上記面積を満たせば良いものとする。
- 3) 1) で示す面積は、建築基準法上の床面積にて判断を行うものとする。なお、貸付面積の算定に当たっては、テラス等外部空間であっても、民間付帯施設の運営に当たって占有する面積は対象とする。一時的に外部空間の使用を希望する場合、事業者が提案する条件について大学が認めた場合に限り使用を認める場合が

あるが、延べ床面積の算定には含まれない。

- 4) 300 m²を超える場合の面積は事業者の提案による。ただし、「(1) の民間付帯施設の位置」で規定する位置において設置できる範囲とし、関係法令、本要求水準書を遵守すること。また、「教育研究棟」または「福利厚生棟」と合築する場合は、事業期間終了後、大学が当該施設の維持管理を行っていく必要があることを考慮した規模設定とすること。

3 事業の範囲

- (1) 民間付帯施設の施設整備業務（必要な場合のみ、解体撤去工事含む）
- (2) 民間付帯施設の維持管理業務
- (3) 民間付帯施設の運營業務
 - ※ 民間付帯施設の施設整備業務、維持管理業務、運營業務のすべてについては、大学が事業者を支払うサービス購入費（入札金額）に含めることなく、事業者自らの負担とする。
 - ※ 民間付帯施設の施設整備業務、維持管理業務、運營業務に当たっては、関連法令等を遵守するとともに、大学担当者と十分に協議の上、大学の確認を得た上で実施すること。

4 事業の期間

- (1) 民間付帯施設事業に関する事業期間は、事業契約締結の日から（事業期間終了日である）2038年3月31日までとする。ただし、入札参加者の提案により、事業の終了する日を2053年1月31日まで延長することを可能とする。
- (2) 民間付帯施設事業の施設整備業務は、2023年2月28日までに行うものとする。
- (3) 民間付帯施設に係る土地または建物の賃料は、原則民間付帯施設事業の運営に係る内装等工事の開始日より発生するものとする。
- (4) 民間付帯施設事業の維持管理業務及び運營業務は、原則2023年4月1日から開始し、終了は2038年3月31日までとする。ただし、入札参加者の提案により、当該事業の終了する年を延長する場合は、4(1)の事業期間終了までを維持管理業務及び運營業務の期間とする。また、運營業務の開始日についてのみ、2023年4月1日から2023年4月30日までの間での提案を可能とする。

5 施設整備業務

- (1) 福利厚生施設と民間付帯施設は、連携、協同しながら利用者のニーズに応えることが可能な配置、動線計画とすること。一方、福利厚生施設と民間付帯施設は営業時間が異なることも考えられるため、夜間、休日などに対応できる専用出入口を設けるなど、セキュリティを確保した計画とすること。
- (2) 「教育研究棟」は、夜間及び休日は玄関にてセキュリティをかける予定のため、営業時間によっては、夜間専用出入口を設けるなど、配置、動線計画に配慮すること。
- (3) 候補地C（「福利厚生棟」3階）に民間付帯施設を設置する場合は、「教育研究棟」と当該フロアにおいて渡り廊下にて接続することを可能とする。ただし、(1) (2) で示す「教育研究棟」、「福利厚生棟」のセキュリティ、動線計画の考え方を十分に考慮した上で、利用者の利便性に配慮した計画とすること。なお、当該渡り廊下を設置する場合は、民間付帯施設事業側で整備を行うものとする。

- (4) 「教育研究棟」または「福利厚生棟」と合築する場合は、事業期間終了後、大学が当該施設の維持管理を行っていく必要があることを考慮し、教育研究施設等への転用等、フレキシビリティのある空間計画、構造計画、設備計画とすること。
- (5) サービス車両の搬入ルート、駐車位置などの搬入計画などを十分に検討した上で、配置計画を立てること。また、その際には、歩行者の安全の確保や本施設や学内の景観に十分配慮すること。
- (6) インフラ関係（電気・水道・ガス等）は原則、民間付帯施設を独立棟とする場合は単独での引き込みとするが、「教育研究棟」または「福利厚生棟」と合築する場合は、検定器付きの計量器等を設置し、それぞれの使用量等が明確に区分できることを条件に構内から分岐することも可能とする。

6 運営内容等

(1) 運営内容

- 1) 民間付帯施設は独立採算で運営すること。
- 2) 都市計画法上の制限（都市計画施設：学校）により、民間付帯施設は、大学構成員の福利厚生等に資する用途とする必要がある。

なお、「都市計画施設：学校」における建築に関する行政機関（名古屋市）の見解は以下のとおりである。

 - ① 宿泊施設（ホテル・旅館等）、共同住宅（分譲・賃貸共）の建築は不可である（ただし、大学構成員専用の宿舎機能（寮・職員宿舎等）はこの限りではない。なお、大学構成員専用であっても、短期宿泊施設の建築は不可である。）。
 - ② その他の用途においても、原則大学構成員の利用に供する施設のみ建築が認められる。ただし、飲食・物販、その他の用途で利用者の確認、制限が困難な運営形態のものはこの限りではない。
 - ③ ②のただし書きの場合においても、「教育研究棟」または「福利厚生棟」と合築か、別棟かで判断が変わる可能性がある。合築の場合はその他学校施設と用途不可分の関係と認められるが、別棟の場合は用途可分の関係と判断し、建築が認められない場合や、敷地を分筆する必要が生じる可能性がある。
- 3) 原則、「国立大学法人法」（2003年7月16日法律第112号）第22条（業務の範囲等）に適合する内容とし、大学の運営や教育研究活動に支障のない範囲で相応しい機能とすること。
- 4) 本事業により整備する福利厚生施設における運営内容と、可能な限り競合を避けるものとし、当該福利厚生施設でのサービスを補完するものや、差別化を図った内容が望ましい。また、事業期間中においても、福利厚生施設を運営する大学生協と連携、協同し、相乗効果を期待する。
- 5) 民間事業者の創意工夫、ノウハウを活用し、既往の福利厚生施設等には無い、オリジナリティや新たな付加価値を生み出し、本施設のみならず大学全体の魅力が向上する運営内容を期待する。
- 6) 「教育研究棟」内に民間付帯施設を整備する場合は、エントランスホールや、ホール、学修支援スペースに併設するなど、単なる憩いの場だけではなく、学生、研究者、民間企業、地域住民の多様な交流を創出するような場として機能することを期待する。

- 7) 駐車場については、敷地条件等の制約から、設置は困難な状況である。ただし、要求水準を満たした上で、駐車場の設置が可能であれば提案は可とするが、歩行者の安全確保に十分配慮するとともに、アプローチ動線や管理区分等を明確に区分すること。なお、駐車場を設置する場合は、その部分の土地貸付料が発生することに留意すること。
- 8) 民間付帯施設の利用者用駐車場として、大学敷地内にある既存の学内駐車場を利用することは不可とする。

(2) 運営期間

民間付帯施設事業の運営期間は、原則 2023 年 4 月 1 日から開始するものとし、大学と協議の上決定する。また、運営期間の終了は 2038 年 3 月 31 日までとする。ただし、入札参加者の提案により、事業の終了する年を延長する場合は、入札参加者が提案する年の 3 月 31 日までを運営期間とする。

(3) 営業時間

営業時間は事業者の提案によるが、利用者の利便性に配慮したものとすること。

(4) 運営内容の変更

民間付帯施設の運營業務は、事業期間（維持管理及び運營業務期間）にわたって、原則として、中止及び変更できないものとする。ただし、民間付帯施設事業の運營業務の開始から 3 年を経過した 4 年目以降であれば、入札説明書（主に要求水準書）を満たすこと、事業者の当初提案の趣旨を逸脱しないこと、利用者のニーズに配慮すること、かつ、競争の公平性が保たれることを条件として、運営内容及び営業時間の変更について、大学と協議できるものとする。

7 民間付帯施設事業の実施条件

民間付帯施設事業の実施条件は以下の(1)による実施を前提とするが、(2)・(3)での実施、又は(1)・(2)・(3)を組み合わせた実施も可能とする。詳細な条件等については、要求水準書又は事業契約書（案）による他、【資料 41】による。なお、事業者のうち民間付帯施設事業に当たる者が、当該事業に係る民間付帯施設の保有及び／又は運営について大学と直接契約を求める場合は、その旨を提案書に記載すること。

- (1) 本施設と合わせて民間付帯施設を設置し、民間付帯施設は選定事業者が保有・運営（合築・BOT 方式）
- (2) 本施設と合わせて民間付帯施設を設置し、民間付帯施設は大学に負担付き寄附により無償譲渡した後、選定事業者が運営（合築・BTO 方式）
- (3) 施設整備が可能な範囲の一部に、本施設とは別に民間付帯施設を設置し、民間付帯施設は選定事業者が保有・運営（別棟・BOT 方式又は B00 方式）

8 その他

- (1) 整備した民間付帯施設の中に留まらず、第 1 章 2 (8)5)①の交流広場や、「教育研究棟」に整備する学修支援スペースにおいても、これらのスペースが活発に利用されることを促し、施設の魅力を高めるような運営提案を期待する。ただし、交流広場や「教

育研究棟」には管理人等が不在であることから、民間付帯施設事業の運営提案との相乗提案、また、大学生協との協同企画・運営により、交流広場や学修支援スペースを一時的に、部分又は全体を活用してイベント等を開催するなど、柔軟な活用を想定しており、詳細は大学及び大学生協と協議の上決定するものとする。

- (2) 大学敷地内に設置する自動販売機は、大学全体（一部を除く）で包括契約を行うこととしているため、本施設内に自動販売機を設置することは不可とする。ただし、民間付帯施設内において、その運営の一環として、自動販売機を設置することは可とする。